

平成25年第7回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年9月18日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	平成25年9月19日	午前10時00分
	散 会	平成25年9月19日	午後4時23分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名 欠 席 1 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	具 志 堅 勉	出	9	仲 宗 根 宗 弘	出
2	座 間 味 栄 純	〃	10	仲 間 厚 洋	〃
3	西 平 一	〃	11	崎 原 昇	欠
5	松 川 秀 清	〃	12	大 城 正 和	出
6	宮 城 達 彦	〃	13	石 川 博 己	〃
7	知 念 重 吉	〃	14	喜 納 政 樹	〃
8	崎 浜 秀 進	〃	15	島 袋 吉 徳	〃

※ 会議録署名議員

8 番	崎 浜 秀 進	9 番	仲 宗 根 宗 弘
-----	---------	-----	-----------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康
教 育 長	仲 宗 根 清 二	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	饒 平 名 知 政
総 務 課 長	上 原 新 吾	企 画 政 策 課 長	安 里 孝 夫
住 民 課 長	上 間 辰 巳	町 税 対 策 課 長	松 本 一 也
福 祉 課 長	崎 原 誠	保 険 予 防 課 長	仲 榮 眞 修
建 設 課 長	屋 富 祖 良 美	産 業 振 興 課 長	伊 野 波 盛 二
公 営 企 業 課 長	宮 城 忠	教 育 委 員 会 事 務 局 長	仲 宗 根 章
商 工 観 光 課 長	宮 城 健		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 正 史	主 事	與 那 嶺 卓
---------	---------	-----	---------

議 事 日 程

9月19日（木）2日目

日程番号	議案番号	件 名
1		一 般 質 問 1. 3番 西 平 一 議員 2. 10番 仲 間 厚 洋 議員 3. 14番 喜 納 政 樹 議員 4. 5番 松 川 秀 清 議員 5. 1番 具 志 堅 勉 議員
2		決算審査特別委員会の設置

○ 議長 島袋吉徳 これから本日の会議を開きます。 開 議（午前10時00分）

日程に入る前に、町税対策課長から資料の配布がありました。お目通しをお願いいたします。

昨日の答弁に誤りがあると訂正をさせていただきたいという申し入れがありますので、住民課長から訂正の説明を求めます。住民課長。

○ 住民課長 上間辰巳 きのう、10番 仲間議員からの質問の中で、住基カードの交付率なんですけれども、20%と答えたんですが、2.7%に訂正いたします。大変失礼いたしました。

○ 議長 島袋吉徳 本日の議事日程は、お手元にお配りしましたとおりでございます。

日程第1. 一般質問を行います。

順次発言を許します。3番 西平 一議員。

○ 3番 西平 一

1. 本部高校の存続について

2. 児童家庭福祉について

3. 一括交付金について

おはようございます。議長の許可がおりましたので、通告がありました一般質問を行います。

1点目の本部高校の存続についてからご質問させていただきます。

まず、前回に引き続きまして、本部高校の存続問題についての質問ですが、人材育成こそ我がまちの発展と平和をにぎる要であり、その際、どのような人材を育成するのか。明確なビジョンを短期・中期・長期に定め、実践していくことこそが、今、求められていることです。

去る5月24日の本部高校の存続を支援する町民の会・総会を開催して、存続を求める決議を行い、8月12日に再度町民の総意を県教育長へ存続を強く要請されております。その後、県教育委員会から本町で関係者に説明会などを開催しております。その件につきましては、最近の新聞、あるいはテレビ等々でも報じられておりますとおりでございます。

ところで、平成23年度に県立高校再編整備計画の素案が示されて以来、存続という名もとの要請行動は幾度となく実行してまいりました。ただ単に、存続を訴えているだけではどうでしょうか。そして、中高連携制をはじめて以来、そのことがプラスに作用したのか。あるいは逆にマイナス作用であったのか。その検証は既に明白にされていて当然かと思いますが、そのあたりを町長のご見解を伺います。

ちなみに、昨年度における町内の中学校の進路状況ですが、それぞれの中学校を省かせていただきまして、町内全体から見ますと34.8%が本部高校へ進学をした状況でございます。かなり低い進学の進路状況でございますので、この辺もご見解を伺いたいと思います。

平成13年度連携型中高一貫教育事業を開始した結果、昨年度のような状況にまで陥っておりますが、それらの現状を踏まえまして、今後、将来の本部高校のビジョン、人材育成をする明確なビジョンを少し重ね重ね当局のほうにお伺いをしたいと思います。

我々、総務文教委員会におきまして、二度にわたりまして、この事案について議題としてきておりますが、今後、連携型中高一貫教育事業の功罪についても、議論を深め、そのあり方を再

検討し、あるいは検証しながら、いずれかの機会にご報告できればと考えております。

そして今回の議員研修にも10月2日から兵庫県の千種高校のほうへ研修を予定しておりますけれども、その際には先進地における取り組み等含めまして、一度、一生懸命深めてまいりたいと思っております。

そして今、まさに政治の力も必要不可欠な時期にきており、存続ではなく、新しい本部高校を生み出すための方策を、まずもって実行していかなければならない時期であり、スピード感をもって実行しなければなりません。

我が町の本部高校であるのは当然ですけれども、これからはヤンバル全体の本部高校として、歩み出す契機になりはしないだろうか。新しく福祉学科の創設や観光文化学科の創設、あるいは今ある一括交付金をあてがった、さまざまな施策、学生寮の整備事業等々含めまして、優先順位をつけて、幾つかが問われていることでしょうかかもしれません。この辺も含まして、町長のご見解をお願いいたします。

次に、2項目めですけれども、これからの児童家庭福祉施策についてでございます。1点目は、0歳から4歳児以上の入所状況と潜在的な待機児童全体数をお伺いいたします。

次に、待機児童の入所の判定、あるいは基準のあり方についてですが、今年の入所児童を決定する際にも、当局の不手際が露呈したようなものでして、保護者の方々に不信感を抱かせた大きな要因にもなったかと思えます。最低でも約800名以上、あるいは入所申込者を含めると1,000名近い保護者の就業状況、その他33項目に及ぶ点数査定を短期間に実行し、入所の可否を決定していくわけですから、大変な作業だとは認識しております。

そこで今回の入所申込者の全体数、そして入所できなかった児童数と申請者数、再度伺います。

それから2点目といたしまして、町内の認可外保育園・ひかり学童、ベビーハウス遊、コスモキッズの3カ所でございますけれども、入所状況がおわかりでしたらお願いします。

次に、「保育に欠ける」は、もちろん児童福祉法第24条にうたわれておりますけれども、こちらを読んでいただければわかりますけれども、当局の保育に欠けるという概念を、少しばかりおさらいをしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

最後に、本年度及び次年度以降の対策についてですけれども、昨日、分園型の設置に向けまして、新しい30名規模の施設を本年及び来年度には設置していくというのが出てまいりました。設置基準、人数等についても0歳が6名、1歳・2歳児が12名となっておりますけれども、最近のマスコミ等の国の待機児童対策として、新しく小規模保育所の設置が問われました。特に、0歳児、1歳児、2歳児を対象とした、まさに待機児童解消の切り札ともなるべく新規事業がスタートしてまいります。設置要件などもかなり緩和されておまして、保育士不足の否めない時代に設置基準の半分程度以上で、そういう緩和条件もございますし、あるいは平米数につきましても、かなりの緩和策でございます。本町の児童家庭福祉施策のマンネリ化、あるいは恒常的な待機児童に対する施策を、いま一度、見直していただき、住みたいまちづくりへと変貌していただ

きたい。何事も準備が大切であります。これまでの事項を踏まえまして、町長の見解をお願いいたします。

最後になりますけれども、3項目め、一括交付金について、年度別の本町の一括交付金における分野別、18項目あったかと思っておりますけれども、その金額とパーセンテージについてお伺いいたします。

それから2点目は、年度ごと、平成24年、平成25年になるかもしれませんが、交付金の情報開示のあり方、どのような手段等で町民、あるいは関係者へ情報を届けているのか、その手段を教えてくださいと思います。

町民に開かれた情報開示のあり方と今後の一括交付金の使途方法として、私は町民提案型事業の検討について、ご提案をさせていただきまして、以上、3点につきましての町長のご見解をお願いいたしまして、あとは席に戻りまして再質問をさせていただきます。

○ 議長 島袋吉徳 町長の答弁を許します。町長。

○ 町長 高良文雄 おはようございます。まず、トップバッター西平議員の一般質問に順次お答えをいたします。

お答えする前に、通告をいただいた要旨と答弁は多少のずれがあるかもしれませんが、このあたりはひとつご了承して、再質問なりでお答えできればと思っております。

まず、本部高校の存続への取り組みについて、2点ご質問がありました。直近の取り組み状況についてであります。6月定例議会において、これまでの取り組み状況を報告いたしましたので、7月以降についてお答えをします。

7月16日に町内小学校、中学校、高校の校長、教頭、進路相談担当教員と各学校のPTA役員を集めて、「小・中・高連携について、みんなで語る会」を開催しております。その中で中高一貫教育制度、本部高校の定員割れなどの意見交換を行っております。

8月12日には、先ほど議員からもありましたが、県教育長を訪ねまして、「本部高校の存続要請」を行っております。本部高校の存続について、強く要請をするとともに、定員が120名から80名に減になったことについても、その事実を私どもは新聞報道で初めて知ったことであり、本町に事前説明が一切ないというような姿勢についても、強く抗議をしております。なお、13名で教育長を訪ねております。

8月26日には、本部高校PTCA役員と合同で本部中学校、上本部中学校、伊豆味小中学校の職員会議に出席をいたしまして、本部高校の存続に向けての支援、本部高校の状況等を説明しております。

9月5日には、「県立高等学校編成整備計画に係る本部町小・中学校PTA役員との事前意見交換会」を実施しております。この会は5日後に開かれます県教育庁が町内小中PTA役員に対しての説明及び意見交換会を実施する事前の意見交換会でありました。

続きまして9月10日に、「県立高等学校編成整備計画に係る、いわゆる県教育庁の主催による説明会」が実施されております。その際、参加者からは同計画への反対、白紙撤回の声が相次

ぎ、賛成意見は全くありませんでした。内容につきましては、地元の関係者からあったということについては、別の機会を利用して議員にも細かく説明できればと思っております。以上が最近の取り組み状況でございます。

次に、しからば今後、どういう施策を講じながら将来の本部高校ビジョン、本部高校存続発展のビジョンを考えるか。行動するかというご質問であります。本部高校を存続させるためには、子供たちがまずは入学したいと、魅力ある学校にしなければならないと考えます。現在、本部高校の生徒、教育、保護者が一丸となって、積極的に魅力ある学校づくりに取り組んでいるところであり、その成果が出てきていると私どもは認識をしております。

町としては、本部高校の現状、課題、支援策をまとめた「本部高校支援プラン」の作成に早急に取りかかりたいと考えています。このプランの中で学校、保護者、地域、行政が担うべき役割を明確にして、具体的な支援策を策定いたします。そのプランに沿って、それぞれがそれぞれの役割を果たしていければ、本部高校は必ずや魅力ある高校になり、存続・発展していけるものと確信をしております。

議員のほうから町内の現在の本部高校への進学率についての見解というご質問もありましたが、34.8%、私は40%程度と認識しておりましたが、数字から見れば非常に低いという感じをしております。私個人的に、6割から7割ぐらいは、地元の高校に入ってほしいと思います。これは個人的な思いですが。ちなみに我が町の最近の出生数、小・中の数でございますが、最近は出生者が増えて130名台いってございまして、そういった意味でも生徒数は維持されておりますし、地元で絶対に高校は必要だと感じているところであります。

一括交付金での支援策についてもございましたが、即、一括交付金を利用して本部高校の支援云々ということの前に、先ほど申し上げました本部高校支援プランを先に作成する中で、行政として何ができるのか。どの程度できるのか。他の事業との整合性だとか、優先順位だとか、緊急性等々、総合的に判断はいたしますが、そういった見地からも、ぜひ検討はさせていただきたいと思っております。

次に、児童家庭福祉につきまして、1点目に0歳児からの入所状況と潜在的な待機についてでございますが、9月1日現在の町内保育所への入所状況につきましては、0歳児が40名、1歳児が83名、2歳児以上が300名で、合計423名となっております。なお、定員は400名でございます。

また、待機児童につきましては、現在の待機児童数39名のほか、今後、入所申請が考えられる児童として出生後、半年を過ぎた乳児及び母子、父子世帯の児童で、約80名程度が潜在的な待機児童数になると思われます。

続きまして、カウントの方法についてでございますが、国等への待機児童のカウント方法については、求職活動中の保護者や特定の保育所を希望するなど、私的な理由で待機している保護者の場合は、待機としてカウントされません。そのため年度当初の本町の待機児童数を国の定義に当てはめた場合には、待機児童数は15名となり、20名の児童がカウントされないこととなり

ます。

次に、「保育に欠ける」とは、ということですが、これは議員のほうのご案内であります、児童福祉法における「保育に欠ける」とは、一般的に保護者が昼間労働することを常態としていること。妊娠中であるか、または産後間もないこと。疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神的もしくは身体に障害を有していること。同居の親族の常時介護をしていること。あるいは災害等々、その他各号に類する状況・状態にある場合には、保育所に入れると、欠けるということ、先ほど申し上げたとおりでありまして、保護者のいずれもがそういった状態であることとなっており、本町の条例においても法律と同じ内容で定められております。

次に、本年度及び次年度以降の対策についてでございます。現在、取り組んでいる対策といたしましては、法人保育所の分園について調整を進めている状況であります。分園については、待機児童の多い0歳児から2歳児を対象とし、定員は30名となっております。また、次年度以降につきましては、国の示している「待機児童解消加速化プラン」による各施策が制度化された際に、本町の現状に合った事業について、スピード感をもって対応をしてみたいと考えております。

次に、関連で認可外の入所状況についてのお尋ねもありましたが、資料があれば課長のほうから説明をさせます。

次に、一括交付金についてでございます。年度別の本町の一括交付金における分野別の金額とその割合についてでございますが、お手元の参考資料をごらんになりながら説明いたします。

平成24年度は観光の振興に資する事業が2億400万円程度で約40.2%、農林水産業の関係が2億100万円程度で約39.6%、雇用の促進に関する事業が7,500万円程度で14.7%、文化の振興に資する事業が200万円程度で0.4%、環境の保全並びに防災及び国土の保全に資する事業が890万円程度で1.8%、その他の事情に起因する事業が1,700万円程度で3.3%でございます。

平成25年度は観光に資する事業が3億円程度で28.2%、農林水産業が1億3,300万円程度で12.1%、雇用の促進に資する事業が約2,000万円程度で1.8%、文化の振興に資する事業が625万円程度で0.6%、駐留軍用地跡地の利用に資する事業が6億円で54.7%、この6億円につきましては、県全体の市町村プール枠というのが30億円あるんです。これは今年度から新しく設けられた枠でございますが、それをまず積極的に活用しようと、手を挙げようということで、積極的に応募しまして、審査の結果、認められたという飛行場跡地の食品加工施設でございます。

あとは環境の保全や防災関係で約3,000万円程度で2.7%となっております。金額数字の中で、皆さんは文化や教育の関連が少ないような受け取り方もあるかもしれませんが、一括交付金そのものの制度が、いわゆる国のメニュー事業、メニューされている事業は外すというようなかたちで、なかなかそこら辺の障害があったり、工夫すればできる部分も私どもの経験から出てきておりますので、そういった部分は今後力を入れたいという考えは持っております。

次の質問でございますが、本町の一括交付金の情報開示についてでございます。一括交付金の情報開示は、平成24年度分については、町のホームページにおいて事業の検証シートとして事業ご

とに情報を開示しております。平成25年度分については、6月28日に開催した町内各種団体等との行政懇談会での資料として情報を開示しております。今後とも一括交付金に限らず開示できる情報、行政情報については、積極的に開示してまいりますし、私も施政運営はそういう方針で取り組んでおります。

次に、町民に開かれた情報開示のあり方の中で、一括交付金の町民提案型事業の検討についてであります。検討する考えはないかということでございますが、本町の情報開示は、町の広報誌、ホームページにおいて開示しており、他の伝達方法としては、行政区長会や行政懇談会でも情報公開をしております。行政情報については、全ての住民が等しく行政サービスを享受できるよう今後も積極的に行ってまいります。一括交付金の町民提案型についてであります。十分に検討する必要があると考えております。行政の事務事業のあり方については、ご案内のとおり、議会で議案として提案をし、議会の議決を得ながら、また議員からのさまざまな提案や意見を考慮、検討しながら実施しているわけでありまして、また、職員が自分の担当業務をとおして、区長や関係者と十分連携する中で、地域に役立つ情報を得ながら、それを行政に生かすようにというように、私ども常日頃から職員には話をしておりますし、指導をしているところであります。ほかには地域住民の世話役としての区長等からの要望を聞きながら、行政サービスを実施しております。

なお、それでもなかなか全ての住民・町民の意見を吸い上げることはできません。その中で、埋もれた優れた考え方、意見や提案等を持っている方もいらっしゃると思います。そういう方々の意見を吸い上げて、どう、まちづくり事業として生かしていくかということは、大きな課題でもあります。今後、そういった意見等について、どう工夫をして行政に生かすことができるような形で制度化できればと考えております。ちなみに、宜野湾市、読谷村あたりは、そういう制度化をして実施をしているようでございますので、他の市町村の事例も参考にしながら、今後検討をしてまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 3番 西平 一議員。

○ 3番 西平 一 1点目の本部高校の取り組みにつきまして、町長のほうからご見解をいただきましたので、その中で本部高校支援プラン等々、新しいものが出てきておりますけれども、私がずっと考えていることにつきましては、なかなか答えが出てこない。見出せないところがございまして、当然、町民の方々、私たちも含めまして、魅力ある学校づくり、あるいは本部高校に行きたいとか、入学したいとか、そういうアバウトな答えではなくて、しっかりとした目標が持てる学校づくりをしていくためには、どういう学校がいいのかどうか。それは具体的に出していかなければ、なかなか出てこないことだと思います。

ですから先ほど町内の進路状況を少しばかり申し上げましたけれども、ちなみに詳細に申し上げますと、本部中学校が96名中42名、44%です。半分も本部高校へ進学しておりませんし、上本部中学校に至っては、26名中5名、19.2%。伊豆味中学校につきましては、過去3年ゼロです。ちなみに伊豆味中学校の場合は、名護高校への普通科への進学が昨年度は13名中7名、53.8%で

ありまして、合わせまして今回34.8%という数字になっておりますけれども、それは年度を追って見ましても非常に低い。50%を割って数年になるわけでありましてけれども、そののところをもう少し検証してくる必要があるだろうし、検証してこなかったということがあったかもしれません。それについて、教育長からご見解をお願いいたします。

○ 議長 島袋吉徳 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 3番 西平議員にご説明いたします。

先ほど連携中学から本部高校への入学率、入学者が非常に少ないという指摘がありましたけれども、これにつきましては、いろんな要因があると思います。平成13年度から中高連携一貫教育が始まっておりますけれども、これは1つのゆとり教育の一環として、できるだけ地元の中学校から本部高校へ入っていただきたいということで、スタートの時点では、方向としては非常に良かったと思うんです。ただ、これが平成17年度から、今まで学生という縛りがあったんですけれども、これが拡大されているわけです。そういうこともあって言葉は悪いんですが、優秀な子どもたちが、どんどん町外へ出て行ったという傾向ができてきたわけです。そういうことで本部高校への入学率が低くなっているのではないかと思います。

それともう1つは、中高連携一貫教育が導入されたために、入試制度がなくなっているということも、これは大きな原因だと私は個人的に思っております。そういうことで今、本部高校が非常に厳しい状況にはあるんですけれども、ただ、これから我々としては、本部高校がいかにして将来、魅力ある学校として存続できるかということについては、先ほど支援プランの話もありましたけれども、その件についてはプランを策定中であります。具体的にどうと言えないところもあるのですが、例えばこれは県立高校ですから、お互いそれぞれが役割を分担しないといけないと思います。例えば県の教育庁であれば、当然、寮については、県が設置する役割を担っていると思います。そういう面も我々は強く要請していきたいと思っておりますけれども、町としては、我々は無料の本部塾を開設していますけれども、それを引き続き充実したものにするということと、また、連携中学校と町との連携も必要だと思います。中学校の保護者、子供たちが本部高校に対して、自分が将来、本部高校に入った場合、本当に大丈夫なのかと、そういった不安感も持っていますので、そういったことを解消するという意味でも、我々が中学校と連携を図っていききたいと思っております。

それから学校自体が、一番、特色ある学校づくり、魅力ある学校づくりとして努力すべき点だと思いますが、学校は学校として一生懸命やっております。平成24年度の就職率は93%達成しております。本部高校のゴルフ部も一生懸命頑張っていて、本部高校を発信しておりますけれども、そういったことも含めて、我々としては、本部高校が今後、しっかり再生していくために、プランをつくっていききたいと考えております。

○ 議長 島袋吉徳 3番 西平 一議員。

○ 3番 西平 一 120名から80名ということで、これは私も新聞報道で知ったんですけれども、その辺の県の80名にされたということは、もう先はないんじゃないかと私は感じておりま

す。ですから単なる80名に減らしたということではないのではないかという危機感さえ抱いているところ。是が非でも80名を超えるぐらいの、あるいは120名に近づけるような、いろんな力をいただいて、万が一にでも80名を切るようなことがありましたら、大変なことになるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺の1点につきまして、再度、教育長からお願いしたいと思っております。

それから、例えば、今回、私ども千種高校のほうへ先進地高校ということで、似たようなところがございまして、勉強しに行くわけなんですけれども、チャレンジコース、ベーシックコース、アクティブコース、3つのコースがございまして、特にアクティブコースなどは、学校設定科目でございまして、ゴルフ、スキー、農業、木工、陶芸、写真等々含めまして、さまざまな取り組みをされているというところもございまして。当然、文理コースはチャレンジコースと一緒にございまして、国公立大学への合格が何名か出ているという状況等もございまして、どういう意味でそれだけ多岐にわたる設定科目を設けられたのかどうか。その辺も参考にしてまいりたいと思っておりますけれども、教育長の方から高校の支援プランについては、まだまだ半ばということで、なかなか出てこないわけですが、是が非でも早目に支援プランにつきましては、途中でも結構ですので、ぜひ公表していただきましたらありがたいと思っております。再度、120名から80名についての見解をお願いいたします。

○ 議長 島袋吉徳 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 3番 西平議員にご説明いたします。

県が本部高校の定員120名を80名、3クラスから2クラスに減にしておりますけれども、これは実は県立高校の編成整備計画の基本方向というのがあって、その中で2カ年連続定数割れした場合は、1クラス減にするということがうたわれているんです。それを県は実施したと思っております。これについては我々行政側には一切連絡がなくて、高校側には話したようなんですけれども、我々は正式には7月18日の新聞報道で知った状況であります。県は決して編成整備計画とは関係ないということを申し上げていたんですが、これは非常に関係がある話なんです。県はこの前の意見交換会の中で、本部高校の件については、現在、支援しているという話をしていたんです。この支援の話というのは、中高連携のために1人加配をつけてあげたということなんです。これはどういうことかと言いますと、要するに2クラス80名になりましたので、来年の平成26年の入試に向けては、皆さん高校側も一生懸命頑張ってくださいということで、本部高校側に責任を負わせたような感じがするんです。仮に80名の定員を割って、50名程度になったとしますと、やっぱり本部高校はだめですねということになるわけです。ですから我々は、大変重要な時期だと思っております。

平成26年度から中期編成整備計画が具体的にスタートするわけです。今、県がその対象になっている学校関係者を回って意見交換会を行っているわけです。その意見を聴取しているわけです。ですから本部高校に関しても来年の受験に向けて、我々はとにかく本部高校の定員を確保するように努力しないと、平成26年度の入学率が定員割れした場合は、非常に難しい状況になって

くると思っております。

ですから我々としては、今後の直近の活動といたしますか、中学校と連携して、いかに中学校の子供たちに本部高校の環境の良さとか、学業保障とか、スポーツ・部活動の面でも、本部高校でも大丈夫ですよと、そういうことを訴えて、できるだけ地元の中学校の皆さんが本部高校に入るように、一生懸命になることが今は大事ではないかと、それに向けて準備をしているところでございます。

○ 議長 島袋吉徳 3番 西平 一議員。

○ 3番 西平 一 ありがとうございます。

もう1つ、ゆとり教育も始まって、それから受験の間口が広がったということもございませけれども、ゆとり教育は、そもそも私は教育の格差をつけた一因ではなかったのかという感じがしております。「ゆとり」という名のもとで、教育にかなり格差が生まれてきた。それが大きな要因ではなかったのかという感じがいたしております。

その辺も含めまして、国の施策ですから、いろんな考え方があろうかと思っておりますけれども、その辺もきっちり我々としては検証しながらやっていきたいと思っておりますけれども、支援プランは、かなり期待してございますので、再度、町長のほうからこの件に関しまして、単なる存続ではなくて、新しい本部高校像、ビジョンを掲げてやっていけないだろうかと思っておりますので、一言だけご見解をいただければと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

議員もいろいろ提言を申し上げておりました。私ども、プランを早期につくりまして、まず、先ほど申し上げましたが、何が早急に、緊急に必要なのか。何ができるのか等々、十分に関係者とも話し合いをして、我々は行動に移したいと思っております。教育長からもあったのですが、まず、やっぱり地元の高校であると、ワッター町の高校であると、その高校は非常に信頼できると、そういった地域の方々からの信頼感とか、そういうつながりがないと、なかなかという感じもしますので、まず、このあたりを小・中学校も高校も含めて、地域の皆さんと徹底的に議論しながら、本部高校も引き受けたからには、全面的に子供たちの頑張りを保障してあげるんだというような高校でも取り組んでもらうと、我々も地域で一生懸命、本部高校に対する支援、1人1人ができるような町民こぞって、みんなで本部高校を盛り上げる支援をしていくという風土づくり、これは少し時間がかかるんですが、とにかくそのあたりも含めて取り組んでまいりたいと考えております。

○ 議長 島袋吉徳 3番 西平 一議員。

○ 3番 西平 一 それでは2項目め、児童家庭福祉について質問させていただきます。

あとで担当課長のほうからと思っておりますけれども、実は資料をお願いしていただきましたので、申し上げますけれども、平成24年度10月以降の我が町の出生（お子さんが生まれた数）でございませけれども、10月が16名、11月が6名、12月が8名、平成25年1月が15名、2月が19名、3月が13

名、合計で6カ月間で77名の方々が昨年10月以来、誕生してございます。ですからかなりの数になるのではないかと感じますけれども、皆様方のきょうの答弁にもございましたけれども、出生後、半年を過ぎた乳児、それはどこにも規定がございません。根拠はございません。私は6カ月という入所基準は、どちらから引っ張ってこられたのかよくわかりませんが、普通は大体8週ないし7週なんです。ですから58日以降であれば、入所可能なんです。ですから我が町が、これは数十年続いていると思いますけれども、ずっと半年、6カ月以降ということを掲げてやってきておりますけれども、その辺の根拠はどこにあったのか。お聞きしたいということがございますし、まず1点目ですね。

それから平成25年8月末現在の0歳から5歳児790名の数がございます。0歳児が133名、1歳児が129名、2歳児が136名、3歳児が128名、4歳児が134名、合計で660名。ですから受け皿は400名少々です。つまり10%加算されまして、430名近くいっているかと思っておりますけれども、それから単純に計算いたしましても、受け皿は絶対足りません。はっきり申し上げまして、それでも8割、7割程度にしましても、かなりの方々がそれを差し引きいたしましても、待機児童になってしまうと考えられます。そして申し込みされた方々、それは顕在的にあらわれました皆さん方でありまして、当然、それは待機児童と、今のところカウントされておりますけれども、申し込みされない潜在的な申込者数はたくさんいらっしゃいます。なぜか。今のような現状だからです。結局は、途中で申し込みされても入れないというのが皆さんわかっているんです。だから申し込みをしないという現状なんです。町の方々、何十名いたか細かい数字はわかりませんが、かなり厳しい状況だと思います。

そういう状況下で、しっかりとそういう数字を弾き出した上で、やはりどの程度が待機児童の解消になるのか。ぜひとも検討していただきたいと思っております。かなりいらっしゃるということですので、それはおそらくは町外からの移住者の方々も含めまして、これは微増だと思いますけれども、少しずつ増えてきているという感をいたしております。

もう1つ、お金の問題がありますけれども、例えばきのう分園型は幾らぐらいかかりますかということでありました。さっと弾き出しますと、大体0歳児6名、1、2歳児24名、計で30人、これは民間の補助金単価で弾き出しておりますけれども、民間の場合は、約8種類の部門がございまして。基本分単価乳児は15万7,000円余り、民間施設企業等改善費加算等々、さまざまな加算がつきます。事務職員、借上主任加算等々含めまして、0歳児ですと17万8,000円ぐらいです。それが6名ですから、年間合わせますと1,200万円余り、2歳児は9万6,000円余の補助単価に今申し上げたもろもろのものを加えますと、大体3,100万円余り。トータルいたしますと30名で年間、補助される人員は876名ですから、4,400万円余りの単価がかかります。そうしますと負担するとその4分の1ですから、それにいろんな特別枠事業がございまして、延長、その他、一時、あるいはいろいろございますけれども、仮に延長したといたしましても、400万円程度の延長が加算されますので、合わせまして4,900万円程度、5,000万円近くかかってくるわけです。分園型の場合です。大体1人当たり1,163万7,000円余のお金がかかってくるんです。

今現在、認可外にどの程度の運営費、あるいは運営されているかという状況を比べてみますと、今の基本単価で73名、ひかり、ベビーハウス、コスモキッズにしまして、0歳児、ひかりが5名、ベビーハウスが6名、コスモキッズが11名等々、0歳から4歳まで加えますと、ひかりが58名、ベビーハウスが18名、コスモキッズが23名おります。その58名のうちの保育士の数はひかりは3名です。ベビーハウスは5名のうち2人、コスモキッズは5名の職員のうち3名が資格者ということになっておりますけれども、ざっと計算いたしますと、比較になりません。例えば、今の運営費の措置費にあてがうと73名、大体9,000万円ぐらいかかってしまいます。今現在、どういう形で3園73名の方々がやられているかと申しますと、大体お一人3万円です。あるいはそれ以上ある方もいますけれども、大体計算しますと3万円ですので、年間にいたしますと2,628万円、そうしますと運営費、国の補助をいただいてやった場合、お一人約125万9,776円、それは国の補助金をいただいた場合の話です。ところが認可外はどうかと申しますと、お一人36万円です。何を申したいかと申しますと、同じ0歳児から4歳児以上までのお子さんがあるわけでありましてけれども、金額のたがもさることながら、保育の設置基準、保育士の数、あるいは内容等々含めまして、かなり差があると、話にならないくらい差があるということですが、それと先ほど数字で申し上げましたけれども、お一人でも多くの方々を良い条件のもとで育ててあげるのが、私は行政の役割ではないかと思っております。

ですから、できるだけ申し上げましたとおり、いろんな制度、施策、児童福祉部門もそうです。待機児童解消のために、国はいろんな施策を出してきておりますので、アンテナを張っていただいて、うちの町でできるものは、こういう状況下ですので、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

次に、先ほど6カ月の基準について、担当課長のほうでわかりましたら、どの根拠で6カ月にされているのか。ありましたら教えてください。

それから今年の入所申込期間が非常に短いのではないかと、その短い中で、それだけの1,000名近い方々を皆さん拾い上げて、作業をするわけですから、かなりハードな作業期間だと思っております。もう少しゆとりをもってやっていただければ、非常にいいのかなと、特に申し上げたいのは、3歳児までいるのに、4歳児から他の園へ移動すると、これは考えにくい、あってはならないことなんです。普通は、子供の育ちからしますと。

皆さん方の中には児童福祉法は読んでいらっしゃるかもしれませんが、ここにはしっかりと保育指針を出しております。それは昭和40年に保育指針ができておまして、その間、平成2年、平成10年、平成20年と改定されてきているわけなんですけれども、国が出してある保育指針の中身のほうまで読んでいただいて、ぜひその辺のところを皆さんも保育とは、しっかりと把握していただきたいと思っております。児童福祉法は国が示した大きな柱ではありますが、もう少し事細かな指針のほうまでお目通しをお願いしたいと思っております。

先ほど申し上げたこと、福祉課長、6カ月につきまして、何らかの基準がございましたらご見解をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 福祉課長。

○ 福祉課長 崎原 誠 3番 西平議員にご説明いたします。

現在、町の条例、基準の中では、6カ月という根拠はうたわれておりません。これについては議員がおっしゃっていた基準みたいなものもありますので、それも含めて、再度、町のほうで6カ月というのが妥当なのかどうかを検討していきたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 3番 西平 一議員。

○ 3番 西平 一 恐らく58日ぐらいと国が出したものだと思っております。再度、県のほうへ問い合わせされるなりやっていただきたいと思っております。そうすれば6カ月という長きにわたって、働きたいという母親等々いらっしゃると思いますので、この辺はどちらがいいのかは答えはなかなか出しづらいところがあるかと思っておりますけれども、これは全国の統計でございますが、専業主婦でありながらベビーシッターを活用されている方が33%程度でございます。なぜかということなんです。やはり子育てというのは大変なんです。そういうことも含めまして、子育てしやすい環境を一緒になって進めてもらいたいと思っております。

先ほど申しました保育士について、お目通しをお願いしながらも、やはりその中に幼稚園、あるいは小学校へ保育要領等も含めて、つなげる意味で、新しい事務的なものも出てきておりますので、保育所でお子さんも育ち、記録されたものをしっかりと幼稚園、あるいは小学校につないでいただく。やはり連続した育ちを保障していけるように、そういうやり方が国の方でちゃんと指針の中で示されておりますので、各保育がもろもろの事務的なものもしっかりと幼稚園、あるいは小学校につながっているのかどうか。ぜひとも目を通していただきたいと思っております。これは当たり前のことですので、そういうことも含めまして、ぜひお願いします。

それから小規模につきましては、何度も申し上げますけれども、人件費が半分で済むわけですから、恐らく通常の補助単価よりも2分の1程度まで落ちるやもしれません。その程度のものですけれども、そういうふうな待機児童解消を何とか国のほうの施策としてもやっていきたいということがございますので、本町といたしましても、先ほど申し上げたとおり、本当は潜在的なニーズはたくさんいるということですので、その辺はぜひともわかっていただいてやっていただきたいということと、皆さんがお示しになった入所案内の中身のほうも、ぜひともご検討いただいて、再度、33項目の中のほうをしっかりと吟味していただきたいと思っております。単なる書かれたとおり判断していただきますと、なかなか実際とは、かなりの違い、個々の家族の条件が違いますので、その辺は数が数だけに大変だとは思いますが、必要なところはぜひとも実施をするなり、そういうことも含めましてやっていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、一括交付金についてなんですけれども、先ほど町長の見解の中にございました。町民提案型の制度をぜひということがございましたが、ちなみに宜野湾市は、本年度から募集を始めまして、既に41件の市民の方々から提案をいただいているということです。それは年度内に審査、あるいはそういう委員がいらっしゃるんでしょう。そういう中で平成26年度事業にあてがっていくというお話でしたので、ぜひとも私どもの町でも、金額は宜野湾市

の場合は300万円から1,500万円の範囲内ですが、金額のたがは問いませんが、ある程度、町民の方々の知恵をいただきながら、まちづくりを一緒になってやっていただければありがたいのかと思っております。それにつきまして、再度、町長のほうから宜野湾市、読谷村もそうですけれども、今後は情報をできるだけ開示しながら、いろんな知恵を拝借していただきながら、住みよいまちをつくっていただく。創造力をみんなで働かせるような、そういう町にさせていただけたらと思っておりますので、いま一度、一括交付金のあり方につきまして、町長のご見解をお願いいたします。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

議員のおっしゃること、とてもよく理解できますし、非常にいい提案だと考えております。やっぱりまちづくりは町民総ぐるみで、公募併用を常に旨として、いわゆる私ども行政を担当している者との信頼がなければできませんし、そういった意味でも皆さんの多数の意見を取り入れながら、制度としては一括交付金を利用して、町の福祉サービス、行政サービスを積極的に進めてまいりたいと思います。先ほどからあります宜野湾市、読谷村、あるいは本土の事例等々も含めて、我が町に合った形のやり方、我々が言うことは簡単ではございますが、民主主義というのは非常に時間がかかることもありますし、どう迅速に、また限られた予算の中で執行も1年単位でございまして、その辺も含めて、総合的に皆さんとのご意見も十分に交換し合いながら、議論しながら対応してまいりたいと考えております。

○ 議長 島袋吉徳 3番 西平 一議員。

○ 3番 西平 一 ありがとうございます。

やはり民主主義ですので、マジョリティとマイノリティがございます。どちらも大事ですので、そういう気持ちで、ぜひともそれが民主主義の原点だと思っておりますので、マイノリティの方々にも目が届くと申しますか、思いが届くような施策も、ぜひ講じていただきたいと思っております。

今回、高校の件につきましても、それから児童福祉につきましても、私にすれば継続したような形での取り組みにしたいと考えておりますので、特に本部高校につきましても、教育長のほうからありましたとおり、支援プランにかなり期待しておりますので、ぜひとも何らかの形で早急にプランニングをさせていただいて、ぜひ公表していただければいいのかと思っております。

それから福祉課の保育所の件につきましても、やはり昨年度のちょっとした不信感を払拭していただく意味でも、その方々に説明責任がございまして、そういう説明責任をしっかりとっていただいて、信頼関係を取り戻していただければ、私はそれで十分だと思っておりますので、その辺のところは、ぜひともお願いいたします。一般の方々には行政用語、あるいは福祉用語などには、非常に疎いものがございますので、非常に難しいです。皆さんの書かれた申込書の査定にいたしましても、皆さんにはすぐぱっと来るんですけども、わからない人にはなかなか来ないんです。だから是が非でもそういうことも含めまして、説明会などを早急にやっていただきたいとい

う私の気持ちです。

いろいろ3点ばかり説明させていただきましたけれども、ぜひとも一緒になって取り組ませてもらいたいと思います。これで私の質問は終わりにしたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 これで3番 西平 一議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休 憩（午前11時13分）

再開いたします。

再 開（午前11時22分）

次に、10番 仲間厚洋議員の発言を許します。10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋

1. さくら祭りミス桜について
2. 渡久地港沿いの駐車場について
3. 本部町物流拠点施設について

通告に従い、一般質問を行います。

1点目、さくら祭りミス桜について、毎年1月のさくら祭りにおいて発表され、観光キャラバンや各種のイベントにおいて、本部町の魅力を発信していただいているミス桜の皆さんの労に対して、深甚なる敬意を表するものであります。きょうの質問は、ミス桜の皆さん方の活動形態についての提案ではなく、その装いについての質問でございます。

日本一早いさくら祭りをキャッチフレーズに行われる本町のさくら祭りは、各種マスコミの報道を通して、日本列島の春の始まりとして、県内外へ発信され、大いに本部町をアピールするものだと考えています。そのオープニングの際に行われるミス桜のお披露目を従来の和服ではなく、琉装で行うことはできないか。というのが本日の質問でございます。

これは衣装だけのことではなく、髪型についてもウチナーカラジにすることにより、沖縄らしさを演出することによって、より一層アピール力が出るものではないかと考えるものですが、当局のご見解をお尋ねいたします。

2点目、渡久地港沿いの駐車場について。渡久地ポンプ場から谷茶に向けて整備されている駐車場の一部に、駐車スペースの線引きがないため、大ざっぱに駐車されている場所があります。きちんと線引きをすれば、もっと多くの駐車が可能だと思うが、当局のご見解をお尋ねいたします。

3点目、本部町物流拠点施設について、昨年の3月議会において、けんけんごうごうの議論をした覚えがあります。指定管理者が指定され、業務を開始して1年余り経過しておりますが、そこで昨年の議論を思い起こしながら何点かお尋ねをしたいと思います。

ア、この施設の稼働率はどれくらいか。

イ、指定管理者が支払う使用料は幾らか。

ウ、同施設の維持管理基金の状況はどうなっているか。

エ、協議会の設置目的と活動状況はどうなっているか。

オ、同施設の1年間の収支状況と指定管理者選定の際に提出された企画書の収益計画とは大き

な差が出ているものだと考えるところではありますが、その理由は何か。

以上、ご答弁をお願いいたします。

○ 議長 島袋吉徳 町長の答弁を許します。町長。

○ 町長 高良文雄 仲間厚洋議員の質問に順次お答えいたします。

まず1点目のミス桜の関係でございますが、ミス桜の設置につきましては、ご承知のとおり、町の観光協会が自主的に、独自に実施しております、とても良い事業を実施しているなど、私も考えております。選定に当たっては、各関係団体のそれぞれの適当な方を網羅して、ミス桜選考委員会を設置しております。その選定の過程の中で、衣装についても当該委員会でいろいろ議論しながら選定しているようでございまして、現在では、さくら模様の和服を着用ということになっております。議員からご質問、ご提案のあります琉装については、私も十分に検討する余地があるし、理解できると感じておりますので、また、我々行政側のほうから観光協会のほうにもそういったご意見なりも含めて、今後のミス桜の活動等々も含めて、いろいろと議論しながら、せっかく選定されたミス桜の今後のいい意味で本部町の観光を担っているわけなので、私どもも大いに支援してまいりたいと思っております。その中で、今のご質問についても意見交換をさせていただきたいと思っております。

次に、渡久地港沿いの駐車場についての件であります。本質問は、町営市場から漁業協同組合に向けて、県が整備した臨港道路及び緑地帯についてのご質問だと思います。まずは誤解のないように当該施設について、少し説明を申し上げます。

当該施設は、県が県有地である港湾区域内で臨港道路及び緑地帯を整備したものであり、駐車場としての整備目的、整備されたものではないということでございます。しかしながら、町といたしましては、市場利用者や観光客等の利便性を考えるとき、当該地区に駐車場は必要であるということで、施設所有者である県と協議を行ったところ、使用及び維持管理について、町のほうで責任を持つということで、その中での緑地に付随する多目的スペースを必要な場合に、限定的に開放し、駐車すると、まどろっこしい言い方でございますが、いわゆる駐車場としても利用していいということで、取り決めを交わしております。したがって県の見解としては、もっぱら駐車場としては利用するために区割り等を行うことは、現在のところ適当ではないという考えではあります。この辺は、見苦しいし、整理整頓する上でも、私もある程度、何とかできないのかと常々思っておりますので、その辺は県と引き続き協議させてください。

次に、物流拠点施設についてでございます。

アとして稼働率でございますが、直近のデータで今年度8月末現在の稼働率は、約171%となっております。これはとらえ方の問題もあろうかと思いますが、ここで言う稼働率とは、倉庫の保管可能重量2,088トンに対して、重量ベースでの今年度4月から荷物取扱量をあらわしており、8月末での総取扱量は3,585トンであります。

イ、指定管理者が支払う使用料についてでございますが、指定管理者との間で締結した協定では、平成24年4月1日から2年間については、施設使用料の納入を減免することとしておりま

す。今後の施設使用料は、設備更新に係る費用や、これまでの運営状況を勘案して、指定管理者と協議を行い決めていきたいと考えております。

ウ、維持管理基金についてであります。先の施設使用料を減免しているため、現在、維持管理基金の積立はございません。

エ、協議会の設置目的と活動についてであります。設置目的として本部町及び北部地域において、農水産物等の物流コストを削減し、安定的な市場供給と生産振興を図り、地域産業の活性化を実現させるために、利用者と運営者が密接な連携を図ることで、物流センターが効果的に活用されることを目的に設置しております。活動状況としましては、昨年度9月に設立総会、10月には、利用事業者の訪問、11月に役員会等を開催しております。その後は、定期的に情報交換を行っているところであります。

オ、1年間の収益状況と指定管理者の選定の際、提出された企画書との差というご質問ですが、指定管理者からの運営報告によりますと、昨年度の利益は約400万円との報告があります。対して企画書での収益計画では、初年度は赤字になる見込みとなっております。町といたしましては、当該施設の運営は、おおむね順調にスタートしたのかなと考えております。今後は、安定的な利益を確保するために、協議会等を活用し、また利用者にとりましても、有益な運営を目指してまいりたいと考えております。そのためにも指定管理者と連携をとりながら、行政として積極的に支援してまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 まず、さくら祭りについてですけれども、これは実行委員会方式でやられているんですか。その点をお聞きします。

○ 議長 島袋吉徳 商工観光課長。

○ 商工観光課長 宮城 健 10番 仲間議員にご説明いたします。

本部祭り実行委員会という形で実施しております。本部祭り実行委員会というのが大元にありまして、その中で桜の時期はさくら祭り実行委員会、夏場の海洋祭りは、海洋祭り実行委員会としてやっております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 さくら祭り実行委員会の委員長はどなたですか。

○ 議長 島袋吉徳 商工観光課長。

○ 商工観光課長 宮城 健 10番 仲間議員にご説明いたします。

さくら祭りの実行委員長は、観光協会の会長が受けております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 この実行委員会の委員長が観光協会の会長なわけですよね。それでよろしいですね。町としてはどのような形で実行委員会に関わっているんですか。

○ 議長 島袋吉徳 商工観光課長。

○ 商工観光課長 宮城 健 10番 仲間議員にご説明いたします。

町としての関わりは、主に祭りの実施に関する運営、これは本部町含め、観光協会、商工会を含めながら実行委員会の中で、その下に企画運営部会というのがありまして、その中で動いております。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 本部町観光協会の所管、委員長は観光協会の会長ということですね。実体はどうですか。全て本部町が関わっているわけですよ。企画運営から何から何まで。観光協会の職員は何名ですか。

○ 議長 島袋吉徳 商工観光課長。

○ 商工観光課長 宮城 健 10番 仲間議員にご説明いたします。

観光協会の職員は、現在2名であります。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 2名の観光協会の職員、たった2名であれだけの祭りをどうやって運営していくんですか。私が言いたいのは、答弁書を見ると、何かしら観光協会が所管していて、我々町は何も関係ないとまでは言いませんけれども、どうも後ろ向きな答弁になっている。休憩お願いします。

○ 議長 島袋吉徳 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時38分）

再開いたします。

再 開（午前11時40分）

10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 休憩中に本部高校の問題がありましたけれども、別に反対しているわけではないですよ。どんどんやってください。それと比べて、私の質問に対して、今回はさくら祭りの件ですけれども、6月議会でも農業委員会に関わる問題もありました。それも権限外だという言葉で跳ねつけられています。終わりの頃には検討してみたいという話もありましたけれども、全て町で行われるものについては、町が関わっているんですよ。何も所管が観光協会だから町が口出しできるようなものではないというような形になっているような気がしないんですけど、せっかく沖縄には琉装という伝統的なものもありますので、これは民間の女性の皆さんが着けていたものではないかもしれないんですけども、1つの文化として、琉球王朝時代のものがあるわけです。そういう形の中で、せっかくあるんですから、和服はどこにでも転がっているようなものですよ。桜模様の服を着用するということになっていきますけれども、自然の桜が周りにいっぱいあるわけですよ。その中に桜を置いたって、何の見栄えもしないと思います。提案をしますではなくて、提案を検討しますということになっているんですけど、ぜひ、やった方がアピール力があるのではないかなと思うんです。去年あたりから一括交付金の問題が出て、いわゆる沖縄の独自性とか、特性とか、らしさとか、そういった言葉がよく出てきましたものですから、沖縄らしさを考えるいいきっかけにはなったんだろうなと思います。そういったものも考えながら、ぜひ独自性、沖縄らしさを出せるような形でやっていっていただきたいと思いますが、もう一度、町長の答弁をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 ただいまのご質問にお答えします。

私ども一言で所管外とか、権限外だからということで跳ねつけるという意識は毛頭ございません。まず、お断りをしておきます。

ミス桜の選定に当たっては、従来から観光協会が特化といいますか、この事業部分については、中心的に役割を担って頑張っているものですから、さくら祭り全体は、事務局含めて中心になって、町職員が協会とも協力をしながらやっているわけですが、まずそういうことがございます。そういうことで、議員の提案、ご質問についても、十分私どもも理解できますので、検討させていただきます。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 ぜひそういうふうな形になるよう期待をしたいと思います。

次に、駐車場の件なんですけれども、駐車場ではないということですよ。実際、あそこは昼間開いていますか。そこだけ確認します。駐車場として線引きされているところがあります。そこは恐らく駐車場なんだろうね。線引きされていないところに車がとまっていますか。

○ 議長 島袋吉徳 暫時休憩いたします。 休 憩（午前11時45分）

再開いたします。

再 開（午前11時47分）

企画政策課長。

○ 企画政策課長 安里孝夫 10番 仲間議員へご説明いたします。

緑地帯という地域指定はしているんですけれども、車はとめられております。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 緑地帯だと、形式的にはそうだとということでわかりましたけれども、一般町民がそこを利用する場合、駐車場としか思わないですよ。私も現に駐車場だと思っていましたから、なぜ線引きしないのかと思っていました。

実際、多目的広場ということでやるのはいいんでしょうけれども、現実に市場を利用するお客さん、町民、あるいは業者の皆さんがとめているわけですよ。多目的広場として駐車場の線引きができないというのであれば、実際は使うわけですから、もう少し駐車スペースを何らかの形でわかるような目印を打ってもらえないかと思うんです。例えば議場の向こうから向こうまで何台とめられるかわかりませんが、きちんと線引きすれば6台とめられるとします。ここを線引きしないでやると3台か、4台しかとめられないですよ。人間の心理として一番端にだれかがとめると、次にとめる人は、反対側の端っこだですよ。次にとめる人は真ん中ですよ。きちんと車をとめているそばにきちきちととめることはやらないですよ。だからもう少し多目的広場であれば、それはそれでいいんですけれども、現実に駐車場として使うわけですから、1台でも多くとめられるように、何らかの形で目印になるようなものをつくっていただきたい。それは可能かどうか。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

議員の言われるのもよくわかりますし、実体が駐車場になっております。ハーダーリーなっている部分もあるし、景観上も観光客にもこの辺の状況というのは、よろしくないなど常に私も思っております。これは県との調整も必要なんですが、何らかの形で工夫をして利用しやすいといえますか、駐車してもいいということではありますので、その辺は今後、県とも相談の上、工夫してまいりたいと考えています。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 ぜひ、実体に合ったような形で考えていただきたいと思います。

次に、物流拠点施設についてですけれども、この稼働率171%というのは、今年の4月から保管可能重量2,088トン、これを超えて預かっているということなんですか。

○ 議長 島袋吉徳 企画政策課長。

○ 企画政策課長 安里孝夫 10番 仲間議員にご説明いたします。

扱っている量として、倉庫の容量を超えた量を延べトン数で預かっているという意味になっております。170%というのは、1.7回転しているという意味となっております。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 ものすごい稼働率のような気がするんですけれども、これは数字のからくりがあるんですか。何かだまされているような気がしてならないんですけれども。毎月、保管可能が簡単に言えば2,000トン、それで取扱総量が3万5,000トンということですよ。4月から8月まで。これで稼働率171%というのは、何かおかしくないですか。変な感じがするんですけれども。例えば一月、満杯集めた場合2,000トン、これは4月から8月までの4カ月間で1万6,000トンになります。それをあたかも100%を超えて預かっているような説明の仕方はおかしいんじゃないですか。当然、保管可能な重量をオーバーしますよ。毎月預かっているものを足していけば。この説明の仕方はおかしいんじゃないですか。

○ 議長 島袋吉徳 企画政策課長。

○ 企画政策課長 安里孝夫 10番 仲間議員にご説明いたします。

指定管理者等に確認をとって、稼働率という言葉の定義の中で、どれぐらいあって、総量に対してどれぐらい扱ったかというので確認をとって、この数字を出しております。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 こういう稼働率の出され方をすると、ものすごい利用があるという誤解をするんじゃないですか。例えば総量で3万5,000トンですけど、5カ月間、毎月1,000トン預かった場合、一月の稼働率は50%ですよ。それを5カ月後、計で5,000トン預かっていますということで、保管可能重量2,000トンを超えて、3,000トンも超えている、そういう説明ですよ。稼働率というのはそういうやり方をするんですか。それは腑に落ちないんですけど。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 仲間議員に説明いたします。

稼働率のしっかりした定義づけ、あいまいさがあつて、今のご議論になっているかと思ひますけれども、わかりやすく言うのであれば、在庫率といったような表現にした方がわかりやすいかと思つております。荷物は出たり入ったりしておりますので、入つたものが出れば、当然のことながら在庫率が下がったり、上がったりということがありますので、2,000トン余のものに月々、どれぐらいものが在庫していくのかといったような表示のほうがわかりやすいかと思つておりますので、その辺の部分について、今後、情報が共有化できるような表現の仕方等についても検討していきたいと思つております。以上でございます。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 稼働率の定義の仕方については、いろいろな考え方があるようなんですけれども、実際、可能重量2,000トンに対して、毎月どの程度入ってきているのか。お答えください。

○ 議長 島袋吉徳 企画政策課長。

○ 企画政策課長 安里孝夫 10番 仲間議員にご説明いたします。

月によつても、品物の物流によつて変わってくるんですけども、多いときで980トン、少ないときで420トン、平均しますと700トン前後の品物が入庫しています。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 稼働して1年少しで最大980トン、9割方の取扱量、結構なことだろうと思います。聞くところによると、400万円の黒字が出ていると、雇用効果についても町内5名程度が確保できていると、そういう意味では、設置運営をしたということについて、順調にしているのかという思ひはします。

あと、お聞きしたいのは、指定管理者が支払う使用料なんですけど、去年、この問題で条例等が出てきたときに使用料については1,000万円から2,000万円を予定しているという話だったですよ。この中でその1,000万円、2,000万円の根拠、何から弾き出したのか確認させてください。

○ 議長 島袋吉徳 企画政策課長。

○ 企画政策課長 安里孝夫 10番 仲間議員にご説明いたします。

指定管理者を選定する際の企画書を取りまして、その金額を弾き出しております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 休憩いたします。 休憩（午後0時01分）

再開いたします。 再開（午後0時02分）

10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 使用料なんですけれども、企画書の中で3年目以降、2,000万円程度の収益が出ると、それに基づいて使用料1,000万円、2,000万円という形で出されているんですけれども、この使用料は、まず、幾らというのを決めてから減免するかどうか。1年間の稼働状態を見て減免するかどうか決めるのが普通じゃないですか。皆さんは、まだ具体的な使用料も決めてないでしょう。

○ 議長 島袋吉徳 企画政策課長。

○ 企画政策課長 安里孝夫 10番 仲間議員にご説明いたします。

現在、使用料は決めておりません。というのもこの施設が昨年から稼働しているんですけども、稼働した中で、初年度の見込みが赤字、2年目から黒字転換という形を考えているんですけども、その中で安定稼働するのが3年目以降だろうということで、2年間は使用料の免除という形をとらせてもらいました。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 あれだけの施設ですよ。10億円ぐらいかかっていると思うんですけど、そのような施設を指定管理を受けるときに、企画書を出して、皆さんは十分ヒアリングもしたという話なんですけど、その中で十分な経営能力、あるいは営業能力、技術力、そういったものがあるということで選定しているはずなんです。そうであれば、使用料というのは、施設の価値に見合ったものを当初から設定すべきなんです。結局、1年間運営して400万円の黒字が出ていますよね。当初から設定していれば、それを町が取れたわけですよ。何も町は儲けなさいと言っているわけではないですよ。この使用料は次回に回すということで、基金もできているわけですから、それに入れればよかったですよ。これだけの施設を初期投資は何もないわけですよ。当然、やるべきだったんだろうなと思います。この施設は普通財産ですよ。確認します。

○ 議長 島袋吉徳 企画政策課長。

○ 企画政策課長 安里孝夫 10番 仲間議員にご説明いたします。

この施設は公共財産として、町は認識しております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 公共財産というのがよく分からないんですが、大まかにわけて行政財産と普通財産があるはずなんです。どちらの分類ですか。

○ 議長 島袋吉徳 企画政策課長。

○ 企画政策課長 安里孝夫 10番 仲間議員にご説明いたします。

先ほどの説明なんですけれども、行政財産として町は認識しております。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 行政財産については、町以外に使用させることは、原則できないというふうに理解しているんですけど、行政財産ということになると、おかしいことになるんじゃないですか。どうなんですか。

○ 議長 島袋吉徳 企画政策課長。

○ 企画政策課長 安里孝夫 10番 仲間議員にご説明いたします。

行政財産という形で、我々は公の施設と見ておりますので、行政財産という認識の中で、公の施設は指定管理ができるという認識の中で指定管理させております。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 行政財産というのは、本来的に行政目的のために使われるのが行政財産のはずなんです。それを貸す場合、制約があるはずですよ。本来の目的外に貸すわけですから、

例外的なものだと思いますよ。これは目的どおりに使っているわけですから、これを行政財産と言うのであれば、おかしいことになりますよ。行政財産で本当にいいんですか。町長、大丈夫ですか。行政財産を貸すことはできないはずなんですが。

○ 議長 島袋吉徳 暫時休憩いたします。 休 憩（午後0時09分）
再開いたします。 再 開（午後0時10分）
10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 公の財産ですから行政財産にしたと、公の財産というのは町民の福祉の向上に資するものであるということですよ。そうであれば、この施設は直接的に町民の福祉の向上に資するものなんですか。拠点施設の設置及び管理に関する条例第2条、目的の中で、施設は北部地域に送り、農林水産物等の輸送経費縮減や出荷調整による市場価格の安定化を図り、生産者の所得向上につなげるために設置すると、これは直接的には町民の福祉向上とは、全く関係ないものだと思うんですけども、それを行政財産として皆さんは位置づけていると、そうであれば目的が行政財産の本来の目的、福祉の向上に資する施設であるけれども、目的外として輸送経費縮減や所得の安定、そういった目的外に利用させるために貸しているということですか。皆さんの説明はつじつまが合わないような気がするんですけども。

○ 議長 島袋吉徳 企画政策課長

○ 企画政策課長 安里孝夫 10番 仲間議員にご説明いたします。

この施設は賃貸、貸しているということの認識ではなくて、指定管理者として管理を業者に任命しているという形を取っているので、貸しているという位置づけでは考えておりません。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 指定管理は政府のもとでやるのは構わないですよ。去年も話しましたけど、指定管理者制度の本来の趣旨を外れて、使用料を取ろうとしているわけです。取っても構わないという皆さんの解釈ですから、それは皆さんの責任でやればいいと思いますけど、貸している感覚ではないと、使用料というのは何ですか。賃料と使用料は何が違うのか説明してください。

○ 議長 島袋吉徳 企画政策課長

○ 企画政策課長 安里孝夫 10番 仲間議員にご説明いたします。

我々としては、施設自体を使用して、その使用料として受け取っていると受けとめております。土地に関しても県のほうから借りている土地になりますので、それも含めて使用料という考えで使用料という項目を設けさせていただきました。

ちなみに、指定管理をして使用料を取っているのがどうなのかというご指摘もあるんですけども、沖縄県のほうでも、こういう施設がございます。沖縄県の指定管理制度に関する運用方針というのが出ておりまして、その項目を読み上げさせていただきたいと思います。

民間と競合する施設で、民間事業者においては、施設整備に係る減価償却費を費用化しても十

分採算が取れる施設については、指定管理者から事業収入の一定額を県に納付させることとする。という項目がございます。ちなみに県は、どの施設をやっているかと申しますと、県民地下駐車場、他府県の事例を調べてみますと、奈良県生駒市のほうで介護老人保健施設、京都市のほうで勧業館みやこめっせというホール、あとは駐輪場、近隣市町村では大宜味村がシークワサー加工施設を指定管理を指定して費用を取っているという事例がございます。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 今、使用料についても決定ということですよ。これについてはどういう形で、今後の活動状況、営業、収益状況を見て決めるということになりますけど、どうやって決めるのか教えてください。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 仲間議員に説明いたしますけれども、確かに当時、事業計画策定のときに、理論数値として経営計画、いろんな部分の中で提示されるわけですが、指定管理に係る北部地域、あるいはよそのも含めてですけれども、なかなか当初計画、理論数値のとおり、この種の経営が十二分に計画どおりはいかないといったような現実の問題点、課題というのがあります。この場合もそうなんですけれども、理論数値としては計画的にやったときに、確かに一挙に北部全体のものがここに集積されるのであれば、それは当初から十分な利益が上がるわけですが、この箱物ができて、中南部に預けているものが、全て一挙にここに流れ込むかどうかについては、かなり施設のピーアール宣伝、あるいは経営戦略等の構築が必要だろうといったような、そんなことの中で、2年間ほどは、経営の状況等も見ながら、十二分に施設の利活用を内外の企業に促進していくといったような準備期間が必要だろうといったようなことで、減免措置をしてきたといったような経緯にあります。

さて、これからどうするのかといったようなことになりますけれども、当然のことですけれども、十分な利益を上げてもらって、そしてこれからの大きな修繕費がかかったりしたときに、対応できるような準備が必要だろうといったようなことで、利益の一部を集積していくといったようなことになりますけれども、金額についても、それは上がった利益から税を引いた残りの部分、それそのものを使用料として取ったときには、ご存じのとおり、企業としての成長のエネルギーがなくなってしまうということもありますので、この辺については基本的な考え方としては、利益から税の部分を差し引いて、そして幾らかの企業にもやりがいのあるような、メリットを出すようなことを考えながら指定管理者と協議をしながらといったようなことで、基本的に考えております。

今年いっぱい、経営の実績を見れば、ある程度の判断がついてくるのではないかと思いますけれども、いずれにせよ、企業にとってもやりがいのあるような仕組みづくりといったようなことが、大切かと思っておりますので、そこらあたりはよくよく企業サイドの成長、やりがいということも考えながら、協議をしていきながら、具体的な数字については策定していきたいと思っております。

なお、企業サイドの利益だけを考えたときには、そのバックにある使用料の関わりも出てきます。ようするに使用料をあんまり上げすぎると、当初の目的である産業発展のための施設にはなり得ないので、その辺のところは非常に微妙な数字になっていくんだらうと思いますけれども、現実の中で使用料についても、かなり町内の業者にとっては、通常の単価より低くしているという面もありますので、その辺との関わりもありますので、今年いっぱい、経営の状況をにらみながら、具体的な数字は協議していこうと考えておりますので、ぜひ、その辺はいろんな関わりがありますので、ご理解を賜りたいと思っております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 行政が設置して指定管理に回して、初年度から黒字が出ているというのは、奇跡的といったら言い過ぎかもしれないんですけども、成功した事例だとは思いますが。当初予定よりは、若干収益はそんなに上がっていないかもしれないんですけども、これまでの例から考えれば、成功の部類でしょう。これから2年、3年、4年と、どんどん上がっていくという期待はされます。ただ、その収益状況について、理論と実際は違うと、確かにそれはそういった面もあるかもしれません。ただ、10億円の金をかけているわけですよ。去年の3月の議事録を見ると、その導入に当たっては平成16年から平成17年にかけて、県のほうでも調査していると、町のほうも調査しているはずですよ。いろんな団体とヒアリングもやって。そういった中で10億円かけて、十分やっていけるという形でスタートしているはずなんです。

それでこの議論と違うという言い方をされると、どうも腑に落ちない。一般企業であれば、10億円の金をかけて、そういった事業をやって、当初の理論と実際は違いますでは、済まされないことですよ。批判しているわけではないんですけど、これだけの雇用効果も上げているので、将来の推移を見守りたいと思うんですけど、実際、3年ぐらいから1,000万円、2,000万円程度の収益を上げるというふうな企画書の中で、そういったことがあるようですけど、これは今の現状からすれば、月5割から6割程度の稼働率ですよ。それで年間の黒字が400万円と、これが仮に100になったとしても、恐らく1,000万円にも満たないだろうなと思われるわけです。単純な計算をすると。そういった形なので、使用料等、一般の利用者の利用料との兼ね合いということも考えていかないといけないと思うんですけども、ぜひ、もう少し収益を上げるような努力を指定管理者のほうでやっていただいて、将来、この施設が老朽化した場合の備えを、今からきちんとやっておかなければ、あれだけのお金をかけていたものが老朽化して、だめになりましたでは、莫大な費用がかかると思うんです。そういったことも考えながら、ぜひ的確な使用料というものを弾き出して、毎年毎年積み立てていっていただきたいと思いますが、どうですか。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 先ほども説明しましたけれども、指定管理者、あるいは第三セクターでできた施設等、成功事例が少ないという現実の中で、是が非とも、ここは優良事例になるようなことを構築できればといったような思いを強くしております。それがために、利活用協議会といったようなことも作って、そしてそれは他の市町村にはない組織なんですけれども、行政のほ

うも含めて当該施設が十分な利益が上がるようにバックアップもしながらやっていきたいといったようなことで、行政も先頭になって施設の利活用について、本部町はもとより、町外にあって北部管内、会社周りもしながら、特例もしているといったような現状でございます。

そういったことで、議員指摘がありますように、これは会検のほうからもいろんな指摘が従前ありますけれども、そういった国庫補助事業でできるような施設については、減価償却の期間が切れたときも、対応できるような備えは必要だということについても指摘を受けたこともありますが、それにできるだけ近づける、沿えるような努力をしていきたいと考えております。以上でございます。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 副町長のお言葉にもありますとおり、まれな成功事例になっていくように期待をして、設置条例の中にある本来の目的を達成していけるように、皆さんは側面からでいいですが、指定管理者のほうで頑張ってくださいと思います。これがうまくいけば、雇用もふえるでしょうし、町のほうも一定程度の潤いも出てくるのかと思いますけど、ぜひ頑張ってくださいと思います。

最後に、1年経過して、決算も終わっていると思うんですが、指定管理者から事業報告書は出ていますか。

○ 議長 島袋吉徳 企画政策課長。

○ 企画政策課長 安里孝夫 10番 仲間議員にご説明いたします。

報告書は出ております。

○ 議長 島袋吉徳 以上で、10番 仲間厚洋議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休 憩（午後0時28分）

再開いたします。

再 開（午後2時00分）

午前に引き続き一般質問を行います。

次に、14番 喜納政樹議員の発言を許します。14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹

1. 地域活性化推進事業について

2. 港湾整備について

3. 観光振興について

皆さんこんにちは。午後1番ですが、元気よく一般質問をやっていきたいと思っております。14番喜納政樹でございます。通告に従い、一般質問を行います。

1点目は、地域活性化推進事業について伺います。①上本部飛行場跡地利用基本計画の現在までの進捗状況について伺います。

2点目は、港湾整備について伺います。①本部港（本部地区）の整備の進捗状況について伺います。②水納港（水納島）の港湾整備について伺います。

3点目は、観光振興について伺います。①水納島の施設（シャワー室、更衣室、休憩所など）

の整備について伺います。②渡久地港の水納島ターミナル内で町産品案内ブース（パンフレットたて）の利用状況について伺います。

質問は以上です。必要であれば、再質問をさせていただきますので、答弁をお願いいたします。

○ 議長 島袋吉徳 町長の答弁を許します。町長。

○ 町長 高良文雄 喜納議員の質問に対しまして、順を負ってお答えいたします。

まず1点目の上本部飛行場跡地の関連でございますが、上本部飛行場跡地利用のこれまでの進捗につきましては、昭和46年に米軍から全面返還後、昭和63年に海上自衛隊P3C通信施設建設が計画をされ、平成20年の建設計画中止の決定まで20年間、ほとんど手つかずのまま放置された特殊・特異な地域であり、また経緯をたどってきております。平成20年の建設計画断念発表（国より）から、本町は沖縄防衛局や沖縄総合事務局との協議を重ね、その間、「上本部飛行場跡地利用基本構想・基本計画」を策定し、今年2月12日に国との売買契約締結により、筆数にして94筆、面積にして約10万9,180平米を取得いたしております。

その後、町としましては、先に策定した跡地利用基本構想・基本計画に沿って当該跡地の有効活用に取り組んでいるところであります。その一段階として、昨年度、北部連携事業として当該地区の幹線道路となる町道石川謝花線の整備に着手をしております。また、本年度は道路ネットワーク計画を策定し、今後、当該地区を中心とした有機的な道路網の整備にも努めてまいります。さらに、事業提案により、認められました一括交付金特別枠を活用しまして、今後の跡地利用のモデル事業と位置づけ、亜熱帯特殊農産物加工施設として、「農業生産法人もとぶウェルネスフーズ株式会社」と連携を図りながら整備してまいります。本事業は生産農家と加工・販売者が一体となった、新たな取り組み、仕組みであり、町としても本事業が地域産業の活性化の起爆剤になるよう支援してまいります。

次に、港湾整備につきまして、1点目の本部港の関係ですが、本部港（本部地区）の整備については、伊江島と鹿児島航路が利用している港湾であります。沖縄県で進めております本部港の港湾整備については、平成18年度より港湾改修事業が実施されており、現在、マイナス9メートル岸壁を改良中であります。平成25年度までの当該事業の進捗状況であります。約93%となっております。また、背後地の緑地整備事業の平成25年度までの進捗状況は約84%となっており、事業の完了予定としましては、緑地整備が平成25年度、港湾改修事業が平成26年度完了の予定となっております。町といたしましても、今後、県と連携をし、事業支援に努めてまいりたいと考えております。

2点目の水納港の港湾整備についてであります。水納港は、平成24年度において、年間約4万3,000人余の船舶の利用者があり、船舶乗降時における利用者の安全確保と利便性の向上が必要だと認識しております。県においては、利用者の安全確保と利便性の面から、静穏度を確保するための防波堤の整備と浮き桟橋の設置について、現在、検討しているところでありますが、これらの整備による砂浜への影響が懸念されることから、県としては、現在、慎重に検討をしている

ところであります。いずれにいたしましても、将来の水納港のあり方等、早期に判断をしてもらい、町として水納港整備について、引き続き県に強く要望してまいりたいと考えております。

続きまして、観光振興の関連でございます。水納島の施設の関連であります。本部町水納島海浜施設は、ビーチを利用する旅行者等の利便性の向上を図るため、環境配慮型観光利便施設整備事業を活用し、シャワー室とトイレ、身障者用トイレを併設した施設として、平成19年5月に約1億1,000万円をかけ、供用開始をしております。ちなみに水納島へ訪れる観光客の数は、平成22年度で約4万4,000人、平成23年度は4万7,000人、平成24年度で4万3,000人が渡航しており、同年7月、8月のピーク時においては、一月約1万人、その中の7割から8割の方々がシャワー、トイレの施設を利用しております。

次に、渡久地港の水納島ターミナル内での町産品案内ブースの利用についてでございます。平成24年11月にパンフレットたてを設置し、本町の観光施設、宿泊施設を紹介したパンフレットと特産品を紹介したパンフレット、海の危険生物を紹介した冊子を水納島航路を利用される客に対して、自由に持ち帰っていただくため、情報提供のスペースとして活用している状況であります。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 再質問をさせていただきますが、順番を変えまして2点目の港湾整備から伺っていきたく思いますので、そこら辺、当局よろしく願いいたします。

①本部港（本部地区）の整備の進捗状況についてということで答弁を伺いました。答弁があったとおり、平成26年度にはマイナス9メートルの岸壁をはじめ、バースの延長や臨港道路、緑地などの整備（平成26年）が完了するというところでございますが、この整備は北部地域における農林水産業、観光リゾートの振興並びに物流コストの低減を図るため進められてきた整備だと、私は認識しておりますが、当局側としては、今後、どのような方向性で本部港を利活用していくのかという角度からお伺いしていきたく思います。よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 14番 喜納議員にお答えいたします。

本部港の整備目的は、現在、伊江島の定期フェリー、那覇鹿児島航路の大型フェリーが毎日寄港している港でありますけど、北部地域の流通港として機能していますが、また、クルーズ客船も年数回寄港し、観光港湾としての役割も担っております。北部地域の振興、活性化、方策実現の一躍を担うため、北部地域における拠点港として、流通、物流、観光等の総合的な機能を有した港湾施設の整備を行うために、現在、整備を進めているところであります。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 今、答弁があったとおり、本部港というのは、我々沖縄県北部、北の玄関口として、拠点港として、今後、我々は整備していかないといけないという認識は、僕も当局も一緒だと思いますが、そこら辺をお伺いしていきますが、現在、地方拠点港及び産業拠点港湾として、本部港は位置づけられておりますが、そのメリットからお伺いしますが、拠点港湾として

のメリット、県もしくは国から、例えば補助率があったりとか、何らかのメリットというのが現在あるんですか。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 14番 喜納議員にご説明いたします。

港としての用途については、重要港湾と地方港湾が沖縄県には幾つかありまして、本部港は地方港湾ということでありまして。国に聞いた話ですが、重要港湾だと整備するのに優先度が高いということで、地方港湾は優先度が低いということで、国・県のほうからは聞いております。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 地方拠点港及び産業拠点港として位置づけられておりますが、それは何ら名称だけで、一地方港湾という位置づけということだと思っておりますが、それでは北部地域に重要港湾というのは何施設ありますか。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 北部地域には、重要港湾としての港湾は2つの港湾があります。運天港、金武湾港の2つの港湾となっております。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 重要港湾というのは、法令上、もしくは条例、もしくは県の規則などで、何かを満たしていれば重要港湾になるのか。それとも何らかの理由があるのかそれをお聞きしたいのと、これまでに港湾の格上げ、格下げというのは、ここ何カ年かあるのかお伺いしたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 14番 喜納議員にお答えいたします。

重要港湾、地方港湾の指定というのは、国が指定するんですけど、重要港湾の指定に当たって、海上輸送網の拠点となる港が重要港湾、それ以外のものが地方港湾ということで、国・県のほうからは聞いております。

格上げ、格下げの件に関しては、県のほうに問い合わせたら、それは今やっていないということでありまして。ちなみに今帰仁の運天港の概要を県のほうからいただいたんですけども、第二次世界大戦から入ってくるようで、もともとは今帰仁村の港だったということでありまして。それが途中、北部製糖が入ってきて港を造って、そのあとに昭和47年に県の管理に至っているところでありまして。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 わかりました。重要港湾というのは、今、言われたとおり、特に法令上に明示されているかといえば、そうでもないんです。やはりこれは昔からの慣例や、ここが国内拠点港として、港を中心に栄えていたということがずっと続いて、本州のほうでは何カ年か前に格上げ、格下げなどありましたが、今、言われたとおり、県内ではそういうのは一切行われてないということでございます。私が言いたいのは、本部港に我々はもう少し力を入れていかないと、

物流拠点施設も生きてこないと思っております。物流の要、そしてクルーズ船、観光振興から見ても、我々本部港というのを、もう少し根本的に整備、そして私としては、重要港湾としての働きかけも必要なのではないかと思っております。そこら辺は町長、どうお考えですか。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 ただいまのご質問にお答えします。

議員おっしゃるように、当然、私ども北部地域唯一の流通物流観光、あるいは生活、あるいは防災等々の観点から、これはヤンバルでは唯一の港だと認識しておりますし、格上げ等々、そういうことについては、ぜひ検討します。

余談ではございますが、平成12年8月に国において北部地域の振興の拠点となる港として、特定地域振興重要港湾ということで選定をされております。それを受けて、先ほど建設課長からもあったんですが、いわゆる港湾整備の優先順位ということで、これは県港湾ですから、県のほうも計画的に整備されてきた経緯もありますし、マイナス9メートルの岸壁、あるいはバースの延長等々、現在行っているところであります。機能を今後十分に生かしながら、港の活性化、あるいは地域の活性化に資するよう、私どもも県と連携、地域と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 今、出ました特定地域振興重要港湾に我々は確かになりました。この制度が創設されたのは、たしか、本州の中で格下げされた港の地元の反発が強かったため、緩和策として出された制度だと私は認識しておりますので、私としては重要港湾という、県としては格上げしたり、格下げしたりしてはいないということでありましたが、これが重要港湾にさせていただくだけで、県・国へのいろいろな突破口といいますか、いろいろな意味合いで整備、もしくは港の振興ができると思っているんです。それは今、強くは申しませんが、今後、我々は本部港をしっかりと頭の中に入れていただいて、重要港湾として格上げ、もしくはそういった動きをやっていただきたいと思っております。

今回の質問にも関連していくんですが、先ほど言いました本部港の背後地にあります本部町の物流拠点施設、(仮称)本部町物流センターの稼働率や現在預けられている主な農作物、稼働率は先ほど一般質問で出てきておりますので、お聞きはしませんが、主な農林水産物、今、何々が預けられているのかをお伺いします。

○ 議長 島袋吉徳 企画政策課長。

○ 企画政策課長 安里孝夫 14番 喜納議員にご説明いたします。

今、預けられている農作物に関してなんですが、モズク、シークワサーの果汁・果実、野菜、食肉、魚介類となっております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 今、主な品目を言っていました。私は平成23年6月の一般質問でも言わせていただきましたが、本部町物流センターが単なる一貯蔵施設としてだけではなくて、本

部港北部地域の観光と物流の拠点港に着けるためには、物流の観点からそういった施設を活用していかないといけないと私は指摘もさせていただきましたが、当局としてもそういう施設にしたという答弁があったと思います。現在も変わりはありませんか。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

議員の言われるとおりでありまして、いわゆる物流の拠点、いわゆる港、あるいは倉庫、これはセットでありまして、ですから当然、そういう観点から関連する業態も、今後は企業誘致だとか、あるいは加工製品までつなげていけばなとか、いろいろ模索はしているんですが、また観光の面でも、現在、整備している背後地の施設も大いに利活用しながら、総合的なにぎわいのあるような港にできればと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 それでは今、町長が何点か言われました。その中で1つ抜けているのがあります。これはキャリアの問題、航路、これが最大の問題だと思うんですが、今、県外は奄美諸島を経由して、鹿児島航路が一本あります。それを京阪神に船が着けるようなキャリアの問題とクリアにしていけないと、この物流の拠点からという、この物流センターは体をなさいというか、単なる一冷凍冷蔵庫になってしまうのではないかと思います。先ほどの物流センターは黒字であるということで、稼働率を見ても生産者に見てみたら、一定の役割を果たして、生産者に対しては、コストの軽減もできていますし、ある一定の役割を果たしていると言えると思うんですが、たしか平成23年6月の一般質問の中でも、キャリアの問題は重要な課題であると、今の鹿児島航路を運営している会社にも打診をすると、検討していくということでありましたが、それから何らかの変わったこと、進展はあったのでしょうか。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

進展は、関係者と機会を見つけて、情報交換はしておりますが、これは少し難しい部分もありまして、やっぱり船会社がペイしないと、これはなかなか厳しいところもあったり、一方で、この航路を開設しないとペイもわからないんじゃないかと、積極的にやる必要があるんじゃないかと、まさしく鶏が先か、卵が先かというような話にもなりますが、たとえばの話、1つの突破口、考え方として、支援策として物流の助成をして、例えば関西京浜あたりに航路開設が可能なかどうかと、今、議論をしております。その辺、県とも調整というか、県はその仕組みをやっているものですから、それも県の方法等々とも情報交換しながら、何ができるのか。メニュー事業としてできるかどうか。たとえば北部振興策とか、その中で北部全体の港なので、その辺も含めて、今、鋭意検討をしているところであります。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 今、言われた町長の議論は、これは県議会でもやられているんです。我々本部町出身の具志堅透議員が、平成24年12月12日、第8回沖縄県議会におきまして、東京佐賀航

路の実証実験を各種事業の活用について行えないかというような質問をやっております。その答弁の中で、主に今、言われたとおり、航路を着けても、結局そこに出せる品があるか。そういう問題と、それからコストの問題という課題が出てきておりました。

確認したいのが、県は質問を受けまして、本町へのヒアリング調査、現段階での聞き取り調査というのを行ったらしいんですが、そこら辺では、どういった話が出たのかということをお伺いしたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 企画政策課長。

○ 企画政策課長 安里孝夫 14番 喜納議員にご説明いたします。

昨年12月に県議会のほうで出た質問のことかと思われましても、その際に、県のほうから電話で聞き取り調査という形で連絡があつて、お答えしております。内容については、先ほど町長がおっしゃった内容のとおり、お答えしております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 内容を言います。全議員の方が知っていたほうがいいと思いますので、現段階で、本部町聞き取り調査を行ったところ、本部港を利用した東京・大阪の船舶輸送の実証実験については、農林水産物の生産拡大や集出荷体制の整備、そして2番目に北部地域広域での取り組みによる物流量の拡大、3番手に実証実験に係る船舶の本部港利用に係るコスト、4番目に本部港利用に係る船舶のスケジュール調整などの課題があるというのを、我々本町はその4点が課題であるということを県に言われている。県はそれに伴い、必要に応じては沖縄北部連携促進特別振興事業などの検討を含め、今後、できるかどうか検討していくというような町長の答弁とおおむね同じような回答をしているということではありますが、3番、4番の2つは、キャリアの問題というのは、今、言ったコストの問題なので、これは北部連携促進事業など、それを視野に入れながら進めていくことがいいかと思うんですが、1番、2番の農林水産物の生産拡大や集出荷体制の整備、北部地域広域での取り組みによる物流量の拡大など、この課題というのは、簡単に言えば出すものがないということですね。出すものを本部港に集約しないといけないということになってくると思うんですが、そこら辺は副町長にお伺いしたいと思います。売れる本部ブランドというのをつくって、それを出荷できる、しっかりと量を揃えて出荷できるような体制というのを作っていかないといけないと思うんですが、そこら辺の1次産業の部分と物流の観点から、副町長の意見を聞きたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 先ほど議員のほうからありましたように、農林水産部においては、農林企画課のほうと流通対策課のほうで、当該調査検討をやっているという現状でございます。北部地域の現状の中で、どの品目が即、本部港から物流拠点施設を中心とした対応ができるかと考えたときに、シークワサー果汁が物量としては多いと、昨年600トンの果汁がありました。多分今年も台風もないし、果実ベースで2,400トンから2,500トンあるでしょうから、果汁にして約1,000トンはあるだろうと見ております。それを当物流拠点施設の中から大半は関東に行くわけ

ですから、そういった形で対応していけば、那覇までの横持ち料金は発生しないといったようなことで、流通コストの削減につながるだろうと考えます。

そしてその他の品目等については、アグーなどの肉系も結構入りつつあります。物として多いのは、花卉関係の物量が非常に多いんですけれども、残念ながら、既に浦添市を中心として中央卸場近辺にJAさんが集出荷センターを持っている。そして花卉農家さんもそこに集出荷センターを整えているわけで、北部地域のものだけを限定してという話になってきたときに、既にできあがったシステムをそれに風穴をあけていくのかということ、単純な話ではないので、那覇までの輸送業者等の生活ですとか、あるいは那覇の港湾労働者との関わりだとか、経済はそういった形で水面下でいろんな形につながっている部分がありまして、時間をかけながらやらないだろうかと思っております。とりあえず、私のほうからはそういったことで行政ベースの中では、この仕事は土建部が所管したほうがいいのか、農林水産部が所管したほうがいいのかと、水面下でそういった議論があったりということもあるもんですから、とりあえず先ほどもありましたように、連携事業のほうで、真っ先にエントリーしました。これは一番の北部地域の連携事業にふさわしいといったような論議の展開の中で、真っ先にそれを中心として内閣府にぶつけましたけれども、まだ時期尚早であるということで突っ返されております。ついては、それを受けて、どのような論理を構築しながら、どの事業でもって実証実験を構築していくのかといったようなことが現状でございます。

最後になりますけれども、行政は物を持っておりませんので、物を持っているのは花卉農協であったり、JAであったり、JAについては花も果実も持っておりますので、そのような経済団体とのつながり、議論というものを、今後深めるべきだろうと思っております。そういった現状にあります。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 我々がこれからチャレンジしていくものが、今、言ったようにいろいろな障害があると思います。かなり高いハードルが港湾関係にあると聞いておりますし、わかっておりますが、しかし、この本部港、そのままでいいのかと、その人たちの顔色を見ながら、我々は生きていけないといけないのかというのは、それはそれで違いますよね。その中をしっかりと強引に割って入りながらも、時にはしっかりと調整していって進めていきながら、今、言った物を新たに開発するという流れも副町長を中心に考えられていると思いますので、そういった新たな我々の切り札となる物をしっかりと生み出していきたいと思っております。

それから今、預けられている中で、生野菜が断トツで冷凍冷蔵庫が一番多いです。次にシークワサー果汁が多いです。先ほど町長から一言ありましたが、加工施設というのは、それは1つの手だと思っております。これだけシークワサーの果汁がありますので、いろいろ知恵を巡らせて、何らかの加工施設というのも1つの考えなのかなと思っておりますので、そこら辺はしっかりと、この物流センターを生かすためには、本部港をもっとしっかりとした整備をしていかないと、私は思っておりますので、重要港湾の件は頭に入れていきながら、ぜひ進めていた

だきたいと思います。

次に、水納島の件です。水納島の港湾整備についてなんですが、浮き栈橋の件も前々から聞いておりましたが、慎重に検討していくという県の回答が先ほどの答弁の中でありましたが、慎重に検討していくというのは、砂浜の影響というのは、どういったことでしょうか。お伺いいたします。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 14番 喜納議員にお答えいたします。

砂の移動、現在、何年か前に沖のほうに防波堤をつくって、後から西側からの砂が台風の風が強くなると、港のほうに寄ってくるのがあって、何回か県のほうでは砂の入れ直しをしているところではあるんですけど、その砂の動きが今のところ、全然つかめないということで、それで慎重に県は検討したいということでもあります。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 現在の水納港の栈橋、潮の満ち引きでかなりの高低差、角度になります。それは行かれた方はわかるかと思いますが、約1メートルが干潮のとき上がります。これを登るといのは、向こうに住まわれている方々、観光客に関しては、かなり危険なんです。そういった意味から、いろいろバリアフリーの観点からも、浮き栈橋といのは必要なのかと思うんですが、実際、有人の島で浮き栈橋といのは整備されている状況は少ないのか、多いのか。整備されてないのは水納島だけなのか。そこら辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時43分）

再開いたします。

再 開（午後2時46分）

建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 14番 喜納議員にご説明いたします。

沖縄全体の浮き栈橋のものについては、資料を持っておりませんので、北部の資料がありますので、伊平屋村と伊是名村に浮き栈橋があります。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 慎重に検討するという中に、県の苦悩が見えるとは思いますが、砂の移動とか、この整備はやらなければいけないですよ。そこら辺はしっかりと行政とタイアップして、県とも合議しながら進めていかないといけないことだと思うんですが、そこら辺は、町としても県が難しいからというわけではなくて、随時、町民、そして水納島の人たちの、そして県外から約4万3,000人が来るお客様ののためにも整備といのは進めていただきたいと思います。

関連しまして、水納島と瀬底港の整備はセットで考えてもいいんじゃないかと思っていたんですが、瀬底港の整備はどうなっていますか。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 14番 喜納議員にご説明いたします。

瀬底港に関しては、今、事業を平成24年度に北部振興策で採択されまして、それで再検討する

ことがあるということで、中止ではないんですが、休止して、再度、設計を入れ直して、それから北部振興策に上げるということであります。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 これは中止じゃないということですので、今後、我々それを追いかけて、一度は予算がついたんですよね。瀬底出身の宮城議員もいますので、そこら辺は何かありましたら、我々に連絡いただきたい。これからもそれを議会の中でも取り上げていきたいと思います。きょうは時間がないので港湾についてこれで終わりたいと思います。

次に、観光施設の面から、水納島の施設の整備についてお伺いいたしますが、先ほどの答弁では、水納島の入客数といくつつくったということでしたので、先ほど言われたとおり、水納島の入客数が平成24年度で4万3,000人、7月、8月で約1万人のお客様が来られるんですが、現在のシャワー機が7基しかないんです。ピーク時で1日150名から200名ぐらいの観光客がいて、見られたらわかると思うんですが、中腹のシャワールームからビーチまで長蛇の列なんです。約1時間並ぶんです。そういった意味で、観光立町を標榜しているまちでもございますので、年間約4万3,000人という観光地は、本町は美ら海水族館に次ぐ施設ですよ。そういった中で施設の整備不足、整備がなかなか追いついていかないというのは、いかがなものかと思うんですが、そこら辺の整備の考えというのは、今後ありませんか。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

シャワー等々含めた施設整備についてでございますが、先ほどもお答えしましたとおり、平成19年といいますと、まだ五、六年ということで、それも1億円余の予算をかけて整備してございます。受託管理している瀬底のハンのお陰をもってしっかりと運営管理をしていただいておりますが、増設については、確かにピーク時のお話も聞いておりますし、議員の言われるとおりでありまして、これは1時間も待たせたら、どうかと個人的にも思っておりますし、観光地として、評判上よろしくないということは考えもしますが、その辺につきましては、すぐ、はいという部分もありますので、その辺はしっかりと地元、あるいは観光関連の皆様方、関係者の皆様、将来の維持管理もございますので、また整備メニュー、そこら辺も検討する必要がありますので、この辺は先送りしないような形で、我々町内でもしっかりと検討しながら、できるだけ観光客に迷惑をかけないような形で、方策を見出していければと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 これは早急に取りかからないといけないと思っております。なぜ平成19年につくったときに、もう少し大きくつくらなかったのかと、これは後の祭りではあるんですが、やはり全然足りてないということが現実ですので、それをどうにか解消していただきたいと思います。水納島については航路、シャワー室、休むところがないという感じで、ずっと観光客がターミナルにいるとなると、ターミナルの機能が違うかと思っておりますので、観光地にちなんだ、癒やしの場も必要だと思っておりますので、そこら辺は水納島の皆さんが一生懸命頑張ってやっております。

すので、そこら辺はしっかりと協議してもらって、やっていただきたいと思います。これだけの本部町の施設ですので、美ら海水族館に次ぐ、約4万5,000人という、そこを取り込むというのが、素通り観光している本部町の課題でもありますので、そこら辺はしっかりと考えていただきたいと思います。これはこれからも追いかけますので、よろしく願いいたします。

今の素通り観光と言うか、観光の関連から渡久地港の水納島ターミナルの中で、町産品案内ブース（パンフレットたて）を置かせていただいておりますが、質問は平成23年9月定例議会で崎山議員も私も、何とか渡久地港の中にある水納島ターミナルの中で、何らかの町産品のピーアールができないかという関連の質問だったと思うんですが、その中でパンフレットたてのブースができておりますが、その利用状況なんですが、今の中では、観光施設、宿泊施設の紹介パンフレットや水納島航路の案内等が置かれていますが、他にありますか？

○ 議長 島袋吉徳 商工観光課長。

○ 商工観光課長 宮城 健 役場のほうでつくっているパンフレット2種類と、観光協会のほうでつくっているパンフレット、それから商工会のほうで作成してあります特産品関係のパンフレットを置いてあります。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 私が見る限りでは、本町のパンフレット、あれはあれですばらしいですよ。商工会のパンフレットが並べられているだけであって、それを見た観光客のお客様の購買意欲、そういうのは上がったんでしょうか。水納島観光へ行くお客様は約4万3,000人、島民を抜いてもその程度推移していると思いますが、そのパンフレットを見て、そこを出られて、本町で何らかの消費をしたんでしょうか。あのパンフレットは、そういう意味合いで設置するということではなかったと思うんですが、町としてはどういう目的、そのパンフレットを見てお客様にどういう行動、どういう消費をしていただきたいという考えがあるんですか。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 課長が答えにくいはずですから、私が答えます。

なかなか課長の皆さんは頭が固くて、私よりもガードが厳しいものですから、例えば行政がつくったものとか、協会がつくったものとか、あるいは商工会とか、そういう関係団体がつくったものでないとかということは、裏にはあんまり雑然と、いわゆる清潔感、美観とか、そういう観点からだれもかれもが持ってきてというようなことを課長の皆さんは心配していると思うんですが、私が思うに、私もよく寄って、二、三日前に見ているんですが、非常に清潔に置かれておりますし、この前はパンフレットが少なかったんです。それでこれを利用したい方々はもっとブースも新たにつくって、スペースもありますので、私は利用したい方は大いに利活用してもらいたいなと思っておりますので、これは水納島観光、いわゆる委託している方々とも相談しながら、これはぜひやりたいと思っておりますので、やりましょう。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 思わぬ答弁が出て驚いているんですが、そういった意気込みであれば、ぜ

ひやっていただきたいと思いますが、その中身ですよ。確かに町長が言われたとおり、いろんなところがばらばらになっていると、やはり清潔感という面からすると、さまざまなパンフレットが並ぶというのも、一定の基準もつukらないといけないと思いますが、しかし、私はそのパンフレットの中身を見て、本部のこれはおいしそうだとか、ここに行って遊びたいなというような、約4万3,000人のお客様の1割でも、何割でもそこに行っていたら、3次産業の生産者の皆様の手助けになるんじゃないかと思うんです。そこら辺で新たなブースを設けるということは、先ほど水納海運さんのこともありましたが、管理しているのは本部町ですから、あちらに委託しているだけなので、我々がもう少し主導権をもって、特に商工観光課あたりが基準ルールづくり等はいいと思うんですが、しかし、それをがんじがらめにして、あれはだめ、これはだめというのではなくて、まずはやってみて、そこから修正していけばいいというのがあると思いますので、そこら辺は、ぜひ進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、上本部飛行場跡地の基本計画の進捗状況についてお伺いしていきたいと思いますが、先ほどの答弁の中で、現在の基本計画に沿って行われている整備の状況としては、北部連携促進特別振興事業、それにて町道の石川謝花線の整備を進めていると、そして道路ネットワークの計画の策定と、亜熱帯特殊農産物加工工場の整備、それが基本計画に沿って進められているという答弁がございました。私は地区内の基盤整備というのは大事なことだと思います。これは進んでいかないといけないと思っております。加工施設の整備も必要です。しかし、着々と跡地利用計画は進んでいるように、言い方はどうかわかりませんが、錯覚しているというような感じではないでしょうか。本当の意味での抜本的な上本部飛行場跡地利用計画に踏み込んでないと、私は感じております。それについてお伺いしていきたいと思います。

まず、土地の所有状況についてお伺いいたします。現在、町として、町有地、国有地を合わせて約11ヘクタール、坪数について約3万坪ということですが、国有地に関しては、これは民有地とのかなりの虫食い状態で点在しているために、跡地利用について、これは課題であるというのは基本計画の中にもありましたが、それは今後、どのように跡地利用計画を進めていくのか。そこら辺をお伺いしていきたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

議員の言われる、進んでいるようで、進んでいないんじゃないかというようなご指摘もあるんですが、私どもは一步一步着実に進めていると、私どもは理解をしておりますし、ご承知のとおり、虫食い状態の地域でございまして、行政主導だけでも、なかなか厳しい面があるし、ご案内のとおり、民間の企業、あるいは農業法人と連携しながら、いろいろ模索、調整をしながら、計画を進めているところでありますが、具体的な地域割だとか、面積等々含めて、これからでございます。ただ、言えますのは、私どもは特別枠を利用して、熱帯果樹の加工施設ということは、大きな一歩になるし、まずそこを完成させて、相乗効果等々も含めて、面的に広がっていけばいいという感じを持っております。あまり細かい話、具体的な詰めの段階には入っておりませんの

で、はっきり答弁もできませんが、いずれにしましても基本計画に沿った形での企業導入、それも進めながら大事なものはインフラ、上下水道とか、道路とか、そういうことも考えないといけないということも考えております。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 先ほどの答弁の中で、私の間違いを修正したいと思います。国有地と言いましたが、町有地です。町有地が約11ヘクタール、3万坪ということです。先ほど町長から答弁があったとおり、行政としては行政のタイムスケジュール、考えがあつて、一步一步進んでいるということではありますが、それでは今言われたとおり、町有地と民有地が点在しているんですね。その民有地というのは、約20.5ヘクタール、約6万坪、町有地の倍で、広大な民有地が点在していると、その土地の取得状況はどうなっているのか。町として何らかのアクションを起こしているのか気になります。なぜ気になるかといいますと、本地区の地権者の意向調査のアンケートを取られましたよね。その中で土地の利活用については、約8割近くの方が土地を貸すなどをしての収益を得たい。土地を売りたいなどの土地利活用を望む意見が多かったと、私はアンケートを見て感じております。当局としては、そのアンケートの結果を踏まえて、どのような形で民有地の土地取得に関して進めていくのかをお伺いしたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 企画政策課長。

○ 企画政策課長 安里孝夫 14番 喜納議員にご説明いたします。

現在、構想の中ではゾーニングされたのみの構想となっております。それに沿った形で跡地利用を推進していこうという中で、今、動いてる段階であります。以前、取ったアンケートの中で、地主の方々のご意見、ご指摘のあったとおり、土地を貸したり、購入して町として有効に活用してほしいという意見が大部分を占めておりました。

今後、町として公共的施設の整備があるときには、その土地を購入、もしくは賃貸という形で今後考えていきたいと思っております。今現在としては、具体的な事業がないものですから、町として購入、賃貸というのは考えてございません。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 喜納議員にお答えいたします。

11ヘクタール町有地がございまして、あと20ヘクタールほど民有地がありますけれども、その民有地について、現状の中で町が購入する予定はございません。ご存じのとおり、70%ほどだと聞いているんですが、ある企業のほうが、既に先行して賃貸契約でもって利用計画を立てつつあるといったようなことも、ご存じのとおり、そういった現状にありますので、現段階で買う予定はないということでございます。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 民有地の部分に関して、ある企業が先行して、土地を賃貸購入しているということですが、これは町としても話し合いの上で進められているものだと感じていたんですが、そこら辺の中身はわかりませんが、町としてはどうですか。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 ペーパーで具体的に、以前の話なので、定かではないんですけども、何がしらの町のほうとの行政的な手続の中で、先行したといったようなことではなかろうかと、そういうふうを考えております。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 そこら辺はどちらにしても、現実、民有地、町有地が点在している中で、町として今後、どのように、これはどちらにしても、今、言ったとおり、開発が進んでいかないと思うんですが、どのように進めていくのか。先ほどゾーニングという話がありましたが、そのゾーニングのようなすみ分けをしていくのかどうかをお伺いしたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

ご承知のとおり、土地が入り組んでいるということで、わかりやすく申し上げれば、3分の1は町、3分の2は民有地であると、その個人有地の部分を民間の企業が7割程度は賃貸借と、そういった事業をするので貸してくれということで、了解をいただいたということで、今、役場のほうと、その事業についてすり合わせをしながら、企業の方から言わせれば、長くかかりすぎると、前に進まないというようなご意見もあるかもしれませんが、やっぱりこれは大事な町有地であるし、やっぱり町民のために何らかの形で還元もしながら、町民のための施設が今後必要があれば、その辺の部分も考えますし、やっぱり産業振興、雇用の拡大、若者の働く場、定住、その辺も考えますし、また地域に合ったような、バランスの取れたような産業でない、将来的にいかがなものかというようなこと等、総合的な言い方になりますが、そういうことで企業のほうも話を進めていることであります。ただ、企業のほうも私の前の時代からお話もいただいておりますし、国から早く国有地の分は取得してくれないかと、一緒にやろうということでは、それはお互い一致をしているところでありまして、何ら別に異存はありませんが、ただ、先ほども申し上げましたように、その辺はしっかりとした町の将来計画、地域振興だとか、その辺も考慮しないといけないのではないのかと、これは当然の話ですが。それに先駆けて、今回の施設の整備も進めていると、インフラ整備、道路にしても必要であれば、下水道も含めてやらないといけないのではないのかなという状況でございます。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 今、答弁ございましたが、跡地利用の基本計画という立派な計画がございしますが、先ほどすり合わせと言っておられましたが、町としての確固たる案、町としてこうしたいというような、いわゆる基本計画がそうであれば、それを基に実施計画を立てて進めていかないと、そのすり合わせをしていく中でも、これはだめですよとか、これは地元合っていない。これは公共性がないというような感じで、全部すり合わせができていかないのではないかと。町として、行政としては、民間と一緒にやっていくんだしたら、主導的立場に立って、我々はこう思っているのか、こういった案でどうですかとか、こうしたいとか、そういうようなすり合わせ

をしていかないと、今は一方通行のような感じになっておりまして、そこら辺はもう少し実施計画というか、基本計画がありますよね。これをコピー取らせていただきましたが、これを実施計画に落とししていくという作業は、どうなっているんですか。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

議員のお持ちの資料、実施計画、基本計画というのは、とても言いにくい部分もありますが、要するに国との調整の中で、いわゆる私どもが譲渡、払い下げという言葉はあまり使いたくないんですが、譲渡をしやすいような形で、取り急ぎ基本計画を作って、早目に譲渡してもらって、私どもは国有地を確保して、行政では開発だとか、直で箱物をつくるというわけにはいかないわけですから、それは民間活力を当初から一体となって開発をしないと、これは当然、私どもでは手に負えない部分もありますし、土地の形状もそうですし、権利もそうですし、ですからその辺は、とても難しい部分があるので、その辺は民間のほうとも、どんどん知恵を出し合いながら、一步一步進めていくしかないなということでございます。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 わかりました。この意味合いもわかります。町としての案をちゃんと今後持つようにしてください。今、言ったのは、裏を返せば、町としての案がないということですよね。場当たりに加工場の基盤整備が特別枠で取れたからと、それはそれでいいんですが、しかし、そうではなくて、ちゃんとした町の案を早目に固めていただきたいと思います。

これだけ大きな事業ですので、極端に言えば、最後の本部町の伸びしろですよ。そういうことですので、さまざまな課題は出てくるのは当然であります。町長が苦悩するのもわかっております。町長が言うとおおり、行政の力では限りがありますので、民間の活力を最大限発揮できるような枠組みを行政が早目に作って、それとタイアップして、民間が行う部分、公が行う部分を現実的なゾーニングを早目にやる必要があると思っております。

町長の答弁と同じになると思うんですが、最後にこれをしっかりと早目に進めていただきたいと、私は思っておりますが、町長、最後に答弁をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

繰り返すようですが、これはその地域に合ったような、例えば観光施設なり、あるいは加工事業所なり、地域にマッチした、ソフト的な、あまりハードでないような企業と連携をして、そこを開発、地域にしていけないといけないと、要するに言いたいことは、一言で言えば非常に座り心地のいいような、地域にマッチしたような産業を集積していくと、早く言えば、港のほうはB Gセンターが海のほうのウェルネス地域、飛行場跡地は陸のウェルネス地域にしようという計画はずっと前からあるわけですし、そういった形に沿って、町民のためになるような産業を興していきたいなと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 わかりました。そういったしっかりとした話し合いをウェルネスの観点からというのであれば、それも話をしながら、しかし、民間は営利を追求しないとやっていけませんので、そこら辺のバランスを取って、早目に民間の活力を最大限発揮できるような枠組みをつくっていただきたいと思います。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 以上で、14番 喜納政樹議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休 憩（午後 3 時 23 分）

再開いたします。

再 開（午後 3 時 33 分）

次に、5番 松川秀清議員の発言を許します。5番 松川秀清議員。

○ 5番 松川秀清

1. 農業施策について

皆さんこんにちは。松川秀清でございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

農業施策について伺います。水の確保と土づくりについてであります。地産地消が唱えられる現在、我が町にも、かりゆし市場がある地元野菜を扱う市場ができて、農家の方々も野菜の生産に精が出るものと思います。私たちの本部町の土は、国頭マージと島尻マージからなっています。中でも赤土である国頭マージは、粒子が細かく、日照りには固まり、雨が降るとドロドロとなり、雨水を通しにくい性質がありますので、表土が赤水となり、川へ流れて赤土汚染のもとになります。島尻マージは水はけがよく、軟らかくて、作業のしやすい土地であります。保水力が低く、干ばつに弱いなどの特徴があります。どちらも腐植含量といわれる、いわゆる腐葉土の含量が低いため、堆肥や緑肥などを入れる必要があるとされています。農業に適した土は、浸透水性があり、保水力がある、さらさらでほくほくとした土が望ましいと思います。

このような土にするには、土壌改良の必要があると思います。改良の方法として、例えば海の砂を客土とするとか。バイオマス工場で作ったチップを投入するなど、あるいはバイオチップを畜産農家に渡し、堆肥をつくってもらうなど、方法はいろいろあると思います。また、農業をしていく中で、土に合った作物を配置していくのも大切なことだと思います。これらについて土壌の改良の必要性、方法について、土に合った作物についての配置などについて、町長にお伺いします。

農業用水についてであります。農業用水は、雨水を有効利用しながら、不足分を取水するのが基本です。ところが今年のような渇水時に水の確保が難しい場所が多々あるかと思えます。場所の確認はできていますでしょうか。そしてその場所へ水を確保するには、どのようにされているかお伺いします。

以上で質問とさせていただきます。自席に戻り、再質問の必要がありましたら、質問させていただきます。

○ 議長 島袋吉徳 町長の答弁を許します。町長。

○ 町長 高良文雄 松川議員の一般質問にお答えいたします。

2点ばかりございました。まず、1点目の土づくりについてでございますが、作物に合った土

づくりを行うためには、当然のことながら、まずその土地の土壌の状態について知る必要がございます。本町では、年に一度、町内の生産農家に呼びかけを行い、県やJA等の関係機関と協力して、土壌診断を実施しております。ちなみに今年度は、申請件数26件となっており、結果の通知のみでなく、分析結果への理解を深めるための講習会も合わせて実施する予定でございます。また、昨年度整備いたしましたバイオマス施設では、伐採剤や畜産農家等から排出される糞等、町内で産出される有機資材を活用した堆肥の生産を開始しており、現在、堆肥の成分分析について、同時併行で進めております。

今後の結果をもとに改良を重ねることで、優良な堆肥をつくり上げ、生産農家の土壌の状態に合わせた改良が行えるよう、町としても積極的に対応してまいります。

次に、農業用水の件でございますが、本町の農業振興を図る上で、農業用水の確保は、最重要課題であると考えます。特に、今年のような干ばつ時には、町内各地で水不足による農家への影響が大きく出ております。町としても現状でのでき得る対策として、とりあえず要望地区を重点的にかんがい施設の整備を行う予定で、場所としては野原、山里、健堅、伊豆味の4地区を今年度整備を行い、農業用水の確保及び安定供給に努めてまいりたいと思っております。

議員からありました渇水の地域を承知しているかというお話もございましたが、私も極力、各地域に出向いて状況を把握しているつもりですが、特に、瀬底地域、上本部地域、伊豆味地域、特に柑橘農家の関係は、特に影響が大きいと、あとはサトウキビ関係も含めて、町内影響が拡大しているという認識を持っております。

瀬底地域については、サトウキビ農家等に対しまして、水の確保と現在できる範囲内で行政も対応しているようございますが、細かいことにつきましては、課長からも説明をさせます。

○ 議長 島袋吉徳 5番 松川秀清議員。

○ 5番 松川秀清 土づくりの件ですが、バイオマス施設でつくられた製品を農家の方々に使いやすく提供するという考えがございますかどうか。お伺いします。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 5番 松川議員にご説明いたします。

昨年度一括交付金を活用しまして、バイオマスの施設を整備してございますが、その施設の目的自体、本部町内から出ます木質のバイオマス資源を有効に活用するという目的もありますので、その活用の仕方としまして、チップにして、細かいおがくずぐらいの大きさにしまして、それを町内の畜産農家と連携して堆肥をつくって、またその堆肥を町内の農家の方にも還元できるようにしようという目的がありますので、今後、運営を行っている事業組合と連携をしながら、その堆肥を生産して、堆肥にもいろいろ成分分析も必要になってきますので、そういう作業もしながら、できるだけ農家の方に有効に利用してもらえるようにしていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 5番 松川秀清議員。

○ 5番 松川秀清 農家に還元するということですので、ぜひ土地によって性質が違う

と思いますので、今、成分分析をされているということですので、その土地に合ったようなものをしっかりと提供できるようにやってもらえたらと思います。

それから農業用水についてですが、農業用水は、今回、野原、山里、健堅、伊豆味の4地区に関して整備が行われるということですので、それ以外の地区、瀬底地区とか、あるいは辺名地あたりでも農業用水が不足しているという場所があったりしますので、その辺は随時、そういう場所を今後とも整備していくような考えがあるかどうかお伺いします。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 5番 松川議員にご説明いたします。

今年度は、特に重点的に要望の多かった地域としまして、山里地区、野原地区、健堅地区、伊豆味地区については、喫緊の対策としまして、既存のかんがい施設を改修したり、あるいは新規でため池をつくったりということで対応したいと考えておりますが、それ以外の地域ということで、今後、地域の区長、あるいは農家の皆さん、団体に組織されている皆さんとかございましたら、そういう方々の要望、意見などもよく聞きながら、我々も現地を踏査して、調査しながら困っている地域に対しては、手当をしていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 5番 松川秀清議員。

○ 5番 松川秀清 水問題もしっかりやっていただけるということですので、今現在、本部町のかりゆし市場などで扱われている品目が、どの程度の種類がやられているのか。そしてたとえばこの品目を重点的にやってほしいとかいうのがございましたら、またその辺も説明をお願いいたします。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 5番 松川議員にお答えいたします。

品目の数、幾つということは、しっかり読んでいるわけではないんですけれども、恐らく常時、も限られてきますけれども、これから冬場にかけて葉野菜系含めて、品目ももっと数がふえるだろうと思っております。いずれにせよ、現状の中で消費者ニーズというものは、いろんな品目があるわけですが、生産の対応の基盤が今ひとつ、これから充実させなければいけないといったような現状にありますので、先ほど議員のほうからも説明がありましたように、農業の根幹になる土づくり等も含めて、そして水の対応策等も含めて施策を打っていけば、まだまだ品目はふえるだろうと思っております。以上でございます。

○ 議長 島袋吉徳 5番 松川秀清議員。

○ 5番 松川秀清 消費者のニーズもしっかり把握して、そして作物も把握しまして、農家の方々に、ぜひ指導しながら、いい作物をつくらせていただきたいと思いますので、よろしくお伺いします。

最後になりますが、町長に伺います。林業、畜産を含む農業、いわゆる農業の基本計画についてお伺いしたいと思います。この質問で私の質問を終わらせていただきます。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ **副町長 平良武康** 農業のこれからの生産振興に係る基本的な方向性を明示していただきたいというような趣旨であるだろうと思っておりますけれども、議員のほうから先ほど指摘がありましたけれども、やはり物づくりの根本というのは、土づくりにかかっていくんだらうと思っております。具体的な数字を言いますと、土がどれだけ肥えているのかといったような肥沃土というものがあるんですけれども、県外の土壌の腐植土、5%ぐらいの腐植率があるんですが、沖縄県で1番いい土は3%ぐらいがせいぜいです。我が本部町の土はその腐植含量が1%以下がほとんどだと思っております。これからおっしゃいますように、まず、ハード部分の生産基盤は当然ですけれども、議員からありましたように、ソフトの部分、土づくりですとか、土の扱い方ですと、あるいは水の確保、そして灌水の仕方、そういった技術的なところも十二分に対応しながらやっていけば、まだまだ生産力は上がるんじゃないだろうかと思っております。そういったきめ細かい施策と合わせて、地域のニーズにこたえられるような形でのハードと合わせて、水もそうですし、また一括交付金で今年は優良牛の購入に対する支援、いろんな施策がありますけれども、そういった施策を総合的に展開していきたいということを考えております。

○ **議長 島袋吉徳** 5番 松川秀清議員。

○ **5番 松川秀清** 土づくり、水に関して、あらゆる農業に関係するものすべて、しっかりと把握しまして、若い子たちが農業に従事するようなまちにさせていただければと思いますので、今後とも農家の方々へのご指導をよろしくお願いします。以上で終わります。

○ **議長 島袋吉徳** 以上で、5番 松川秀清議員の一般質問を終わります。

時間を延長します。

次に、1番 具志堅 勉議員の発言を許します。1番 具志堅 勉議員。

○ **1番 具志堅 勉**

1. サイレンのあり方について

2. 粗大ゴミの処理方法について

皆さんこんにちは。通告に従い、一般質問をさせていただきます。トリを努めます具志堅と言います。よろしくお願いいたします。

まず初めに、サイレンのあり方について、本部町では、朝8時、昼12時、夕方5時の音の改善です。それからスピーカーに近い住民に対して、騒音妨害になっているということです。それと緊急事態にサイレンが鳴っても、日頃常に聞き慣れている音でありますので、驚かないことがあります。それから渡久地周辺のそば屋さん、ぜんざい屋さんに来る観光客が非常に驚いているという現状があります。いつも緊急事態が起きているかのように思われているそうです。

それから本部町において、10年ほど前に、スピーカーに近い住民から苦情があって、一時期、サイレンをとめたことがあると聞いています。その際には、外で働く方々がお昼の時間がわからなかったり、仕事の終了時間の目安がなくなったなどと、逆に町民から指摘を受けて、結局、元のままのサイレンを鳴らし続けている現状がある。

名護市では、20年ほど前に防災無線を導入した際に、12時と夕方5時のサイレンを音楽に変え

たとお聞きしました。本部町も防災無線を導入する際に、ぜひともサイレンをやさしい音楽、またはやさしい音色に変えていただきたいと希望します。

それから2点目、粗大ゴミの処理方法について、各家庭にある粗大ゴミを料金をいただいて回収する。それは今現在、5キロ以内と、小さいものに関しては毎週1回取っている現状はあることはご存じだと思います。それから大きいものに関して、車のある方や若い方々のいる世帯では、個人で処理施設に持っていくと、ここでやられている方もいますけど、実際、車のない世帯とか、老人世帯では非常に困っていると、それでいい方法はないかと言いますと、名護方式を説明しますと、処理券のシールを作成し、そのシールを名護市のスーパーや、あるいは一部コンビニ、それから市役所の売店などに粗大ゴミの処理券ということで置かせてもらって、そのシールを事前に購入したあと、役場に電話しまして、どこそこの誰ということで、いつも置かれている位置に、そのシールが貼られているものを持って行ってくださいということで連絡があれば、これを毎週回収しているという現状にあります。名護市の場合は、50センチ以内は普通に出されているということを知っています。50センチから1メートルを小とし、ステッカーが1枚200円、1メートルから3メートルを大とし、350円で処理券を販売しているとお伺いしております。その業務の背景には、確かに週に60点しか扱わないということで、私の計算上も大分負担が大きいのではないかとということで、担当にお聞きしたところ、確かに赤字だと担当の方も言っています。しかし、平成21年2月からゴミ袋の有料化に伴って、採算は取れているそうです。

参考までに報告しておきたいと思います。名護市の場合、何カ所から聞き取り調査した結果、10リットル120円、20リットル240円というふうに、何種類かあるんですけど、通常、皆さんもおわかりかと思うんですけど、どこの市町村でも45リットル、本部で中サイズですが、そのほうは540円で販売しているそうです。本部が使っている大というものが90リットルで1,080円、大分高い値段に市民はよく納得したなという思いがあります。売上の担当の方に聞いたところ、8割前後が市の財源となっているとお伺いしました。先ほども言いましたが、このシールの販売先は市役所の売店とか、大型スーパー、一部コンビニだとお伺いしております。

本部町の場合も、粗大ゴミで困っている方々がいるということをお聞きして、本日の一般質問に至っていますので、当局のお考えをお聞かせください。

必要に応じて、再度質問させていただきます。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 具志堅議員のご質問にお答えします。

2点ばかりございました。まず、定時におけるサイレンのあり方についてでございますが、1日3回の消防のサイレンについてであります。町民は日頃、聞き慣れているために、日常生活において当然の感覚で慣れているのかと思っておりますが、確かに救急車やパトカーもサイレンを鳴らすときは、非常時でありますし、一般的に言えばサイレンの音は注意喚起する音であると考えなければいけないと思っております。本町では、今年度で町内一斉放送できる設備が北部連携事業によって整備されます。それが整備された後に、サイレンに変わる音楽を流す方法なども可

能と考えますので、現在、行っているサイレンは町民には定着しているとは思いますが、放送設備が完成後には、耳障りのよいような音で、町民や観光客に時間の周知ができるような方向性で改善をしてみたいと思っております。

余談になりますが、サイレンについて、たまたま台風で故障しまして、二、三カ月鳴らないときがありまして、町は金がないのかなど、サイレンも鳴らないがどうしたのかと、そういったお話もあったり、非常にそういった意味では、サイレンというのは定時に、8時に鳴ったら8時だとか、12時だとか、5時だとかいうようなことで、そういう状況にはありますが、議員言われるように、今はグローバルな地域社会になっておりますし、観光客もどんどん入り込んでおりますので、そういった意味では、お互いも議員おっしゃるような感覚を変えていかないといけないと思っております。そういった意味で、放送設備も改善されることから、ぜひおっしゃるようなさわやかなメロディを検討してみたいと思いますので、一緒になって検討していただければと思っております。

次に、ゴミ関係でございます。粗大ゴミの処理方法についてであります。現在、家庭から出る粗大ゴミにつきましては、直接、本部町今帰仁村清掃施設組合に搬入してもらおうか、一般廃棄物処理許可業者に有償で引き取ってもらうこととなっております。議員からご質問のある各家庭にある粗大ゴミを直に出向いて有償回収することに対しては、結果として、ゴミの有料化の取り組みにつながるのかと思っております。名護市の事例も出しておられましたが、そういうことで私どもとしましても、現在、ゴミの有料化について、今帰仁村及び清掃組合と、現在協議をしている段階であります。その処理方法について、また有料化の場合においては、やっぱり町村民の負担との兼ね合いとか、いろいろ検討する余地もあると思っておりますし、現在、一般廃棄物処理業者が有料でやっている分の料金について、とても本部町今帰仁村清掃組合は低いです。ですからそういったこと等も含めて、私が組合の職員にも、あるいは今帰仁村の所管課、いわゆる検討しろということで、指示をしてあります。そういったことで1人暮らしとか、特にお年寄りの近場に家庭がないとか、独居のお年寄り、粗大ゴミが出せないという家庭についてどうするかということ等も、福祉の面からも検討しながら、今後対応してみたいと思っております。

関連しまして、不法投棄についてであります。不法投棄の抑制や環境美化につながる点についてであります。我々当然のことながら、1人1人がモラルを持ってゴミを出すことが一義的には重要だと考えております。その啓蒙活動の一環として、環境月間や一斉清掃、12月のクリーンキャンペーンなどを実施しております。また現在、町としましては、平成21年度から不法投棄監視員を配置して、その監視パトロールや不法投棄物違法行為である旨のステッカーを貼ったり、あるいはそれがあった場所への違法行為がある旨の立て看板等の設置など、不法投棄をさせない環境づくりに取り組んでいるところであります。

○ 議長 島袋吉徳 1番 具志堅 勉議員。

○ 1番 具志堅 勉 ただいまサイレンのあり方について、北部連携事業によって整備されます。それがサイレンに変わる音楽を流すことも可能ということで、それから耳にやさしい音で町

民や観光客に時間の周知ができるような方向性で改善していきたいと考えておりますとの答弁ですので、ぜひ実現化に向けて動いていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから粗大ゴミに関して、先ほどお伺いしたところ、現在、今帰仁村及び清掃組合と協議中であるとお聞きしました。もし、担当課長、沖縄県でも有料化に向けた動きが進んでいると思うんですけど、近隣市町村や中南部あたりの有料化を進めている傾向など、もしお調べでありましたらお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○ 議長 島袋吉徳 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 1番 具志堅議員にお答えします。

全市町村のゴミの有料化につきましては、後程正確な数字を答えたいと思います。北部12市町村のゴミの有料化についてのお答えをしたいと思います。

北部12市町村のうち、ゴミの有料化を行っている市町村は、5市町村ございます。市町村名を申し上げたいと思います。名護市、金武町、宜野座村、恩納村、伊是名村となっております。

○ 議長 島袋吉徳 1番 具志堅 勉議員。

○ 1番 具志堅 勉 今、5市町村と言いましたけど、たしか伊江村も平成16年から有料化なされているとお伺いしております。

それから私の調べた例を申し上げますと、国頭村、東村、大宜味村、最終処分場をつくった際に、この3村で維持管理組合というものをつくって、無料化ということでなされているみたいなんですけど、今、この有料化の方向に向かって推進していきたいというふうに考えているということもお聞きしています。国頭村の場合、平成17年度いっぱいまでは有料化だったそうです。しかし3村、維持管理組合というものをつくりまして、平成18年からは国頭村も無料化になっているという、変わった中での例もあります。先ほど課長が述べられた以外、有料化は伊江村も含めてあります。伊平屋村の場合、有料化に対して、動きは12市町村の中で最も見えていない地域でありまして、今のところは考えられてないということを伊平屋村だけは聞きました。

それから本部町と今帰仁村に関しては、先ほど町長から答弁もありましたとおり、協議中であるということで、そのときにでもいいですから、ステッカーを年寄り世帯、車のない世帯を助ける意味で、ぜひとも高くない金額を設定してやっていただきたいと思います。

それから伊是名村、平成23年12月、最近からなんですけど、こちらのみ有料袋を使わずに、当初は有料袋を使っていたんですが、各自、透明、半透明のビニール袋が安いということで、ステッカー方式でやって、成功しているそうです。大変村民から喜ばれているという例も聞いております。

それから先ほど述べました伊江村は、平成16年から有料化になっています。ゴミ袋は45リットルが主流になっているかと思うんですけど、それも10枚入りで450円、粗大ゴミの件に関してお聞きしたところ、今現在は無料ということなんですけど、今年の平成25年度12月から1月にかけて、有料化に向けて取り組んでいるということもお伺いしております。

それから恩納村は、平成19年より有料化になっています。金武町、宜野座村、恩納村あたりの

例を述べますと、宜野座村は平成19年4月より有料化となっていますけど、それを通常、考えた場合、名護市あたりはそうなんですけど、直接、市が有料指定袋をつくって、購入した金額の差額分が直接市に入るようになっているんです。8割前後と言っています。ものすごい金額なんですよ。担当の方に聞き出そうとしたんですが、聞き出せなかったんですけど、恩納村の場合は、またすばらしい方式で、社協をとおして業務委託、1枚当たり7円と聞いています。ものすごい金額になります。5万枚ぐらい売るとなると、月35万円ぐらい、年間380万円、しかもプラス各店舗にも売上も出ますし、村にもお金が入るという方式を起用されています。

それから金武町と宜野座村も同じ施設を利用されていると思うんですが、平成23年10月より有料化がスタートしています。こちらは45リットル300円、特大が600円ということで、金武町と宜野座村の場合は商工会に委託して、そちらは1枚当たり6円ということで、金武町の担当課長から何となく聞き出したんですけど、先月の累計を見てみますと、5万枚から6万枚、6円でも月30万円が商工会に入ってくるんです。役場に入ってくるのは、もっと大きいということで、金武町、宜野座村、恩納村に関しては、とてもすばらしい活用の仕方をやっているなど私は考えております。

よくゴミ袋を買ったりしますが、たとえば10枚入り、透明、半透明、安いときで69円、高めでも78円と、非常に安いです。ですから本部町も指定袋は、必ずしも使わなくていいことになっていると思うんですけど、ほとんどの民間で透明、半透明が使われているかと思うんですけど、私としては、希望するのはいろいろありまして、今後、課長からもありましたとおり、12市町村のうち伊江村、恩納村、名護市、金武町、宜野座村、伊是名村、伊江村が最も早く、平成16年からとお伺いしております。それから最も近いのが平成23年12月からです。そして45リットルの金額を弾き出したんですが、伊江村が450円、恩納村が300円、名護市が最も高く540円、金武町、宜野座村が300円、それから伊是名村はシール方式にしているんですけど、ビニールは透明、半透明のどちらを購入してもいいということで、シールを210円で販売したら、そちらも有料化のビニールを使っていたらいいんですけど、シール制にすることで、大変村民から喜ばれているということで、しかしみずから買う袋の料金からすると、45リットルは安くても280円ということで、私はこういう聞き取り調査をする中で、伊江村は現在、資源ゴミに関しても有料化の袋を使われているというふうに聞きましたけど、近い将来は、資源ゴミに関しては無料化に向けて協議中ということで、その方向に恐らく向かうだろうということで担当課長のほうからお聞きしております。

私も本部町の指定ゴミ袋の聞き取り調査をしたところ、45リットル130円、意外と安いんです。それに100円なり、70円なりプラスして、将来その方向に向かうのであれば、本部町も潤いながら、なおかつ社協なり、商工会、あるいは観光協会に業務委託して、あちらにも何円か入るようにすれば、町の財政も豊かになりますし、町民全員で負担するお金というのは、惜しまないと思いますので、今後、そういう方向で進んでいるのであれば、みんなで考えて、町の財政を豊かにするように、みんなで頑張っていきましょう。

以上で、私の、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 あえてお答えしたいと思っております。

具志堅議員に感謝をしたいと思っております。職員より本当に細かく調査していただきまして、うちの職員にかわりましてお礼を申し上げたいと思っておりますし、ゴミの問題というのは、優れてとても地味なことですが、大事なことでありまして、そういった意味で、確かに町村民に負担はかかるわけですが、でも有料化をすれば、またモラル等だとか、1番ゴミの減量化につながるなどと思っておりますし、例えば食材の残ったものとか、土に還元したり、今は取ってくれるから、地域や畑に還元できるのもわざわざ捨てたり、そういったところも見受けられるのかとも感じておりますので、非常に貴重なご質問、ご意見、資料をいただきまして、本当に感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長 島袋吉徳 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 先ほどの答弁の中で、北部の市町村の有料化の数なんですが、私のミスで伊江村が抜けておりまして、6市町村ということで具志堅議員のご指摘も含めて、6市町村になりますので、訂正させていただきたいと思っております。

なお、追加で、全市町村中26市町村がゴミ袋の有料化になっておりますので、訂正を含めて付け加えてお答えいたします。失礼いたしました。

○ 議長 島袋吉徳 1番 具志堅 勉議員。

○ 1番 具志堅 勉 以上で、一般質問を終わらせていただきます。

○ 議長 島袋吉徳 以上で、1番 具志堅 勉議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第2. 決算審査特別委員会の設置についてお諮りします。

議案第57号 平成24年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第58号、議案第59号、議案第60号の各特別会計及び議案第61号 平成24年度本部町水道事業会計決算認定については、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第57号 平成24年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第58号、議案第59号、議案第60号の各特別会計及び議案第61号 平成24年度本部町水道事業会計決算認定については、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。

決算審査特別委員会委員長の互選については、本部町議会条例第8条第2項の規定によって、年長の議員がこの職務を行うことになっております。したがって、崎浜秀進議員が年長者であります。

よって、崎浜秀進議員に決算審査特別委員会委員長の互選に関する職務を明日20日にお願いし

ます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

散 会（午後 4 時23分）